

平成 28 年度 第三者評価

浜松学院大学短期大学部
自己点検・評価報告書

平成 28 年 8 月

目次

自己点検・評価報告書	
1 自己点検・評価の基礎資料	3
2 自己点検・評価の組織と活動	16
3 提出資料・備付資料一覧	18
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	24
テーマⅠ-A 建学の精神	24
テーマⅠ-B 教育の効果	25
テーマⅠ-C 自己点検・評価	27
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の行動計画	28
◇基準Ⅰについての特記事項	28
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	29
テーマⅡ-A 教育課程	29
テーマⅡ-B 学生支援	33
基準Ⅱ 教育課程と学生支援の行動計画	37
◇基準Ⅱについての特記事項	37
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	38
テーマⅢ-A 人的資源	38
テーマⅢ-B 物的資源	41
テーマⅢ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源	43
テーマⅢ-D 財的資源	44
基準Ⅲ 教育資源と財的資源の行動計画	46
◇基準Ⅲについての特記事項	46
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	47
テーマⅣ-A 理事長のリーダーシップ	48
テーマⅣ-B 学長のリーダーシップ	50
テーマⅣ-C ガバナンス	51
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの行動計画	54
◇基準Ⅳについての特記事項	54

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、浜松学院大学短期大学部の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

平成28年8月

理事長

柳川 樹一郎

学長

石田 勝義

ALO

金子 容子

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革（1600 字程度）

学校法人興誠学園は、教育の社会性を重視し、学校の公共性に立脚した組織をもって、真の教育理想の実現を図る創意により、創立者廿日出厩氏によって設立され、昭和 8 年（1933 年）11 月 22 日文部省より財団法人興誠商業学校の設立認可を受けて誕生した。

建学の精神は、「興誠」即ち誠を興す、ことであり、汗は誠の結晶との実践教育をもって、誠の精神により国家社会に貢献できる人材の育成を教育方針として掲げた。

浜松短期大学は、こうした建学の精神を受け継ぎ、昭和 26 年（1951 年）2 月に商科の短期大学として設立された。

その後、昭和 40 年（1965 年）幼稚園教員養成所第二部（同 41 年一部）が短期大学内に併設され、同 42 年（1967 年）には浜松短期大学幼児教育科として開設し、現在に至っている。なお、平成 16 年（2004 年）に浜松学院大学短期大学部と改称した。

学校法人の沿革

昭和 8 年 11 月	財団法人興誠商業学校設立認可 静岡県興誠商業学校設置
昭和 19 年 2 月	法人を財団法人興誠会と改組し、戦時措置令により興誠航空工業学校と改称
昭和 20 年 11 月	興誠航空工業学校を興誠中学校と改称
昭和 23 年 4 月	新学制施行により、興誠高等学校と改称し、興誠中学校を併設
昭和 25 年 12 月	私立学校法制定により、財団法人興誠会を学校法人興誠学園に組織変更
昭和 27 年 4 月	興誠高等学校を興誠商業高等学校と改称
昭和 36 年 3 月	高等学校併設中学校の生徒募集停止
昭和 43 年 3 月	興誠商業高等学校併設中学校廃止
昭和 48 年 4 月	浜松短期大学附属住吉幼稚園開園、興誠商業高等学校を興誠高等学校と改称
昭和 52 年 4 月	浜松短期大学附属住吉幼稚園を浜松短期大学附属幼稚園と改称
平成 7 年 4 月	興誠高等学校普通科に男女共学実施
平成 8 年 4 月	興誠高等学校商業科の生徒募集停止
平成 10 年 3 月	興誠高等学校商業科廃止
平成 16 年 3 月	興誠中学校設置認可
平成 16 年 4 月	浜松短期大学商科、英語コミュニケーション科を改組し、浜松学院大学現代コミュニケーション学部現代コミュニケーション学科として開設 興誠中学校開校
	浜松短期大学附属幼稚園を浜松学院大学附属幼稚園に改称
平成 19 年 4 月	浜松学院大学子どもコミュニケーション学科開設
平成 21 年 4 月	浜松学院大学地域共創学科開設
平成 23 年 4 月	浜松学院大学現代コミュニケーション学部子どもコミュニケーション学科に小学校教員養成課程を開設
	浜松学院大学附属愛野こども園を開設
平成 25 年 4 月	浜松学院大学現代コミュニケーション学部子どもコミュニケーション学科に特別支援学校教員養成課程を開設

短期大学の沿革

昭和 26 年 4 月	浜松短期大学（商科）設立
昭和 27 年 7 月	校名を浜松商科短期大学と改称
昭和 36 年 4 月	浜松商科短期大学商科第二部開設
昭和 40 年 4 月	興誠学園幼稚園教員養成所第二部を短期大学内に併設
昭和 41 年 4 月	興誠学園幼稚園教員養成所第一部を短期大学内に併設
昭和 42 年 4 月	校名を浜松短期大学と改称し、浜松短期大学幼児教育科第一部、第二部開設
昭和 61 年 4 月	浜松短期大学英語科開設
平成 4 年 4 月	浜松短期大学幼児教育科第一部に保育課程（現在の保育士課程）開設
平成 14 年 4 月	浜松短期大学英語科を英語コミュニケーション科と改称
平成 15 年 3 月	浜松短期大学商科第二部廃科
平成 16 年 4 月	浜松短期大学商科第一部、英語コミュニケーション科の募集停止 浜松学院大学短期大学部と改称
平成 17 年 3 月	浜松学院大学短期大学部商科第一部、英語コミュニケーション科廃科
平成 18 年 4 月	浜松学院大学短期大学部幼児教育科第二部の募集停止
平成 19 年 3 月	浜松学院大学短期大学部幼児教育科第二部の廃科

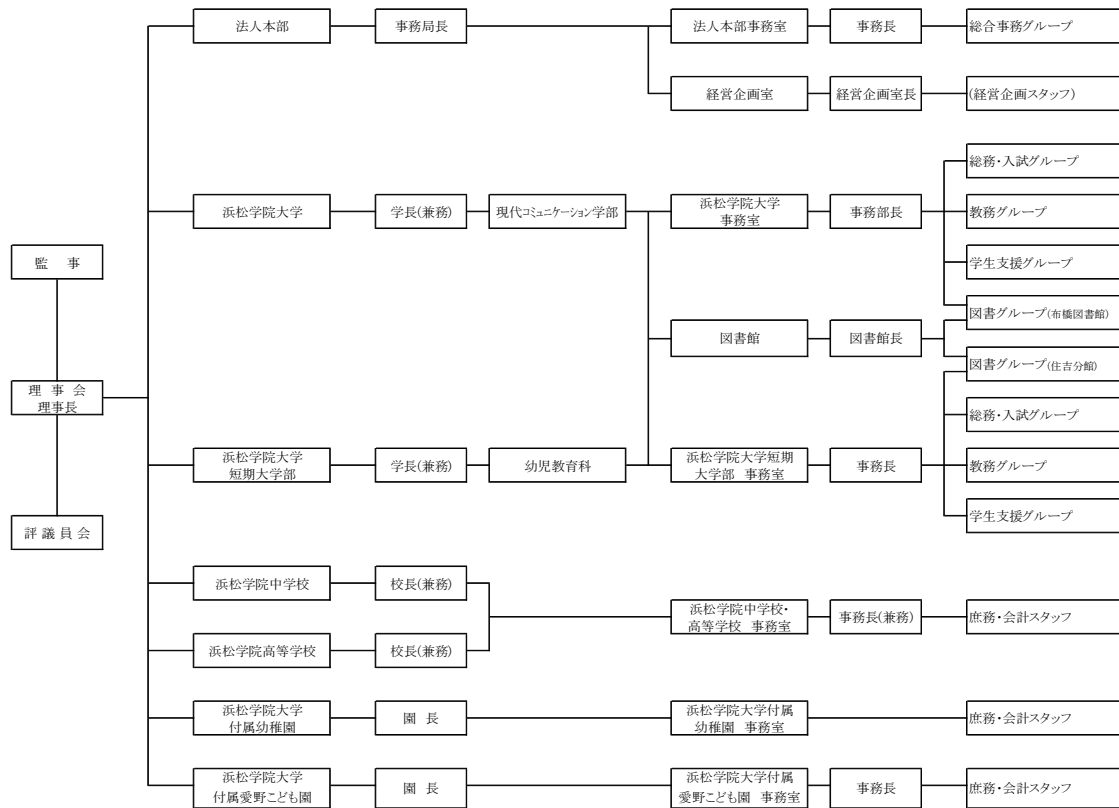
(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 平成 28 年 5 月 1 日現在

学校名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
浜松学院大学 現代コミュニケーション学部 地域共創学科 子どもコミュニケーション学科	静岡県浜松市中区布橋 3-2-3	60 100	300 340	119 319
浜松学院大学短期大学部 幼児教育科	静岡県浜松市中区住吉 2-3-1	140	280	285
浜松学院高等学校 浜松学院中学校	静岡県浜松市中区高林 1-17-2	280 40	840 120	822 70
浜松学院大学附属幼稚園	静岡県浜松市中区住吉 1-22-5	/	260	252
浜松学院大学附属愛野 こども園	静岡県袋井市愛野南 2-2-3	/	180	183

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 平成 28 年 5 月 1 日現在



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

本学が位置する静岡県浜松市は、静岡県の西部にある。西に鰻の養殖で有名な浜名湖があり、その付近ではみかんの栽培も盛んである。東には天竜川が流れ、遠州灘に注いでいる。年間を通して温暖な地域であり、自然にも恵まれた地域である。平成 17 年(2005 年) 7 月 1 日に 12 市町村が合併し、人口及び市域面積は県内最大になり、平成 19 年(2007 年) 4 月 1 日には政令指定都市になった。

戦国時代には城下町として、江戸時代には宿場町として、また、明治時代には浜松県県庁所在地及び遠江の代表都市として栄えた。

今日国内外に知られる製造業のまちとして発展している。平成 27 年 12 月 1 日の人口は 798,307 人、市面積は 1558.06km²。

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

学生の出身地別人数及び割合

地域	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
	人数 (人)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
東京					1	0.7				
静岡	153	99.3	156	98.6	149	98.6	141	98.6	139	96.5
愛知	1	0.7	1	0.7	1	0.7	2	1.4	1	0.7
その他			1	0.7					4	2.8
合計	154	100	158	100	151	100	143	100	144	100

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分する。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除く。

■ 地域社会のニーズ

学生の出身地域は、浜松市と周辺市町（磐田市、掛川市など）であるが、浜松市出身者が大部分である。浜松市には、公・私立幼稚園が100箇所以上、公・私立保育園が100箇所以上あるが、この浜松市を中心にし、その周辺地域からなる静岡県西部地方にある短期大学の保育者養成校は本学だけである。このため、保育者養成校として、52年に亘り、地域のニーズに応じてきた。現在、保育士不足がピークを迎えていることもあって、地域社会からのニーズは特に強くなっている。

■ 地域社会の産業の状況

浜松市は、都市機能や先端技術産業が集積する都市部、都市近郊型農業が盛んな平野部、豊富な水産資源に恵まれた沿岸部、広大な森林資源を擁する中山間地域があり、まさに国土縮図型都市です。浜松市は、江戸時代から続く綿織物と製材業をルーツとした地場産業が盛んで、繊維、楽器、輸送用機器の三大産業を中心とし、近年では産学官の連携を積極的に展開し、次世代自動車、光・電子技術関連等の高度な技術の集積が進みつつあります。「浜松市ホームページから引用」

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

- ① 前回の第三者評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について（領域別評価票における指摘への対応は任意）

改善を要する事項 (向上・充実のための課題)	対策	成果
建学の精神・教育理念、教育目的・目標は、それぞれ定められている。それらの関係をより系統的かつ体系的に整理することが望まれる。(評価領域Ⅰ 建学の精神・教育理念、教育目的・目標)	大学との整合性もあるので、学長の意見を聞き、短期大学部長が、原案を作成し、教授会で議論をして、整理を行う	27年度自己点検・評価報告書に反映
専任教員の年齢構成にやや偏りがある。教員の年齢構成のバランスをとることが望まれる。(評価領域Ⅲ 教育の実施体制)	退職者、転出者の後任には若い教員を採用する	年齢構成のバランスは改善しつつある
1号館と図書館はやや離れている。学生の図書館利用を支援するためにサテライトの充実等、その支援方策の検討が望まれる。(評価領域Ⅲ 教育の実施体制)	図書館のゼミ室の利用、ゼミ時間での図書館利用などを各教員で行う 図書館での展示や行事などの企画を通じて、利用を支援する	学生の利用は増加してきている
学習進度の速い学生や優秀な学生に対する支援体制の強化が望まれる。(評価領域Ⅴ 学生支援)	1年次から2年次の進級時において成績優秀な学生には奨学金を給付する	成績優秀な者の学習意欲が向上しているので、27年度から、給付者を増加した
余裕資金はあるが、学校法人全体の収支バランスの改善が望まれる。すでに学校全体として収支改善のために中・長期の経営改善計画を策定し、人件費の抑制などに取り組んでいるが、この計画を確実に実行し、収支を均衡させることが期待される。	26年度から、さらに新たな将来計画が提出され、実施されている。	法人全体の収支バランスは改善してきている

- ② 上記以外で、改善を図った事項について
特になし

- ③ 過去7年間に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において留意事項が付された短期大学は、留意事項及びその履行状況を記述する。
特になし

(6) 学生データ（学校基本調査のデータを準用）

① 入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足率
（平成 28 年度を含む過去 5 年間）

学科	事項	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
幼児教育科	入学定員	140	140	140	140	140
	入学者数	158	151	143	144	150
	入学定員充足率	113	108	102	102	107
	収容定員	280	280	280	280	280
	在籍者数	309	307	291	282	285
	収容定員充足率	110	110	104	101	101

- 「学科等の名称」欄には 5 年間に設置された学科等をすべて記載し、設置以前の年度については、入学定員以下は空欄とする。
- 5 年間に学科等の名称変更を行った場合は、最新の名称で記載し、直下の（ ）に旧名称を記載する。
- 通信教育学科の場合、学科等の名称欄に「通信教育」と記載する。募集停止を行った学科等は、募集を停止した年度の入学定員欄に「募集停止」と記載する。
- 新たに学科等を新設した場合は、募集年度の入学定員欄に「新設」と記載する。
- 「入学定員充足率（%）」欄及び「収容定員充足率（%）」欄は、小数点以下第 1 位を切り捨てて記載する。

② 卒業者数（人）

区分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
幼児教育科	154	146	153	142	136

③ 退学者数（人）

区分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
幼児教育科	3	5	4	6	12

④ 休学者数（人）

区分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
幼児教育科	2	3	2	2	3

⑤ 就職者数（人）

区分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
幼児教育科	148	142	149	138	132

⑥ 進学者数（人）

区分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
幼児教育科	0	0	0	1	0

(7) 短期大学設置基準を上回っている状況・短期大学の概要

※ 大学の設置等に係る提出書類の「基本計画書」（「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き」を参照）内の量的数値及び質的な事項について記述する。

※ ①～⑦まで、すべて第三者評価を受ける平成 28 年 5 月 1 日現在

① 教員組織の概要（人）

学科等名	専任教員数					設置基準で定める教員数〔イ〕	短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕	設置基準で定める教授数	助手	非常勤教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計						
幼児教育科	8	6			14						
(小計)	8	6			14	10	3				
短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕						3	1				
(合計)						13	4				

[注]

1. 上表の「設置基準で定める教員数〔イ〕」には、短期大学設置基準第 22 条別表第 1 のイに定める学科の種類に応じて定める教員数（昼間又は夜間において授業を行う学科が通信教育をあわせ行う場合には、短期大学通信教育設置基準第 9 条第 2 項に定める教員数を含む。）を、また、通信教育学科のみを置く短期大学の場合は短期大学通信教育設置基準第 9 条第 1 項別表第 1 に定める教員数を、学科ごとに記入し、その小計を①に記入する。
2. 上表の「短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕」②には、短期大学設置基準第 22 条別表第 1 のロに定める短期大学全体の入学定員に応じて定める教員数を記入する。
3. 上表の「設置基準で定める教授数」には、短期大学設置基準第 22 条別表第 1 のイの備考 1 に定める教授数（通信教育学科のみを置く短期大学の場合は、短期大学通信教育設置基準第 9 条第 1 項別表第 1 備考 2 に定める教授数）を学科ごとに記入し、その小計を③に記入する。さらに、〔ロ〕の専任教員数に対する教授数を④に記入する。
4. 上表の〔その他の組織等〕には、設置する学科に所属しない教員（例えば、一般教育科目等を担当する教員や募集停止を行った学科所属の教員等）数を記入するとともに、〔その他の組織等〕欄に組織名等（募集停止の場合はその年度も含む。）を記入する。該当する教員がない場合、この欄には斜線を引く。
5. 上表の「助手」とは、助手として発令されている教職員をいう。
6. 備考欄には、当該学科の種類（短期大学設置基準第 22 条別表第 1 のイにいう「学科の属する分野の区分」）を必ず記載する。

② 教員以外の職員の概要（人）

	専任	兼任	計
事務職員	5	4	9
技術職員	0	0	0
図書館の専門事務職員	1	2	3
その他の職員	0	5	5
計	6	11	17

[注]

- 「その他の職員」とは、守衛、自動車運転手、作業員等の技能労務職員等を指す。
- 契約職員、派遣職員等は「兼任」に分類する。

③ 校地等（㎡）

校地等	区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共用する他の の学校等の 専用(㎡)	計(㎡)	基準面積 (㎡)	在学生一 人当たり の面積 (㎡)	備考(共 有の状況 等)
	校舎敷地	—	5,612.45	22,449.84	28,062.29	2800.00	62.58	浜松学院 大学と共 用
	運動場用地	—	3,436.23	13,744.90	17,181.13			
	小計	—	9,048.68	36,194.74	45,243.42			
	その他	—	466.56	1,866.22	2,332.78			
	合計	—	9,515.24	38,060.96	47,576.20			

[注]

- 基準面積（㎡）＝短期大学設置基準上必要な面積
- [イ] 在籍学生一人当たりの面積＝[ロ]÷当該短期大学の在籍学生数（他の学校等と共用している場合、当該学校等の在籍学生数を加えた総在籍学生数）

④ 校舎（㎡）

区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共用する他の学 校等の専用(㎡)	計(㎡)	基準面積(㎡)	備考 (共有の状況等)
校舎	793.34	3695.34	14781.37	19,270.05	2,850.00	浜松学院大学と 共用

[注]

- 基準面積（㎡）＝短期大学設置基準上必要な面積

⑤ 教室等（室）

講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習室	語学学習施設
28	53	6	3	—

⑥ 専任教員研究室（室）

専任教員研究室
14

⑦ 図書・設備

学科・専攻課程	図書 〔うち外国書〕 (冊)	学術雑誌 〔うち外国書〕 (種)	電子 ジャーナル	視聴覚資料 (点)	機械・器具 (点)	標本 (点)
幼児教育科	35,247 [2,431]	854 [26]	1	722	5	0

図書館	面積 (㎡)	閲覧座席数	収納可能冊数
	2,001.99	96	92,750
体育館	面積 (㎡)	体育館以外のスポーツ施設の概要	
	1,056.35	運動場、テニスコート	

(8) 短期大学の情報の公表について

■ 平成 28 年 5 月 1 日現在

① 教育情報の公表について

	事項	公表方法
1	大学の教育研究上の目的に関する事	学校法人興誠学園ホームページ内
2	教育研究上の基本組織に関する事	(http://www.szo-kosei-h.ed.jp/koseigakuen/)
3	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事	及び 本学ホームページ内 (http://www.hgu.ac.jp/coll_hp/) で公開している。
4	入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事	本学ホームページで公開している。 (http://www.hgu.ac.jp/)
5	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事	本学ホームページで公開している。 (http://www.hgu.ac.jp/)
6	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事	本学ホームページで公開している。 (http://www.hgu.ac.jp/)
7	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事	本学ホームページで公開している。 (http://www.hgu.ac.jp/)
8	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事	本学ホームページで公開している。 (http://www.hgu.ac.jp/)
9	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事	本学ホームページで公開している。 (http://www.hgu.ac.jp/)

② 学校法人の財務情報の公開について

事項	公開方法
<ul style="list-style-type: none"> ・財産目録 ・貸借対照表 ・収支計算書 ・事業報告書及び 監査報告書 	<p>開示請求に基づき閲覧により、行っている。また、ホームページへの掲載も行っている。</p> <p>http://www.szo-kosei-h.ed.jp/koseigakuen/disclosure/index.html</p>

[注]

- 上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合は URL を記載する。

(9) 各学科・専攻課程ごとの学習成果について（平成 28 年度）

- 学習成果をどのように規定しているか。
- どのように学習成果の向上・充実を図っているか。

建学の精神と学科の教育目的・目標に基づき、学習成果として ①やさしさと思いやりにあふれた人間性 ②様々な体験と経験による教養 ③確かな専門的知識と技術 ④仕事への誇りと実践力、を定めている。学生の自主的活動を重んじ、基礎学力を訓練し、技術を身につけさせる取り組み、体験学習への取り組みを全教員の力でやっている。

(10) オフキャンパス、遠隔教育、通信教育、その他の教育プログラム（平成 27 年度）

- オフキャンパス（実施していれば記述する）
- 遠隔教育（実施していれば記述する）
- 通信教育（実施していれば記述する）
- その他の教育プログラム（実施していれば記述する）

該当なし

(11) 公的資金の適正管理の状況（平成 27 年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述する（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

平成 26 年度 2 月に改正された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」により、諸規程の改正を行い組織の管理責任を明確にした。それに基づき、教員、職員それぞれにコンプライアンス教育を実施し、誓約書を徴取した。

(12) 理事会・評議員会の開催状況（平成25年度～平成27年度）

理事会の開催状況（平成25年度）

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の出席 状況
	定員	現員(a)		出席理事数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
理事会	12人	12人	平成25年5月27日 9:30～11:40	12人	100.0%	0人	3/3
		12人	平成25年6月28日 10:46～11:18	9人	75.0%	3人	3/3
		12人	平成25年11月28日 13:30～16:37	9人	75.0%	3人	3/3
		12人	平成26年1月29日 14:10～18:02	12人	100.0%	0人	3/3
		12人	平成26年2月27日 14:12～16:30	12人	100.0%	0人	3/3
		12人	平成26年3月27日 13:00～14:55	11人	91.7%	1人	2/3

評議員会の開催状況（平成25年度）

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の出席 状況
	定員	現員(a)		出席評議員 数(b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
評議員会	30人	29人	平成25年5月27日 13:00～16:10	24人	82.8%	5人	3/3
			平成25年6月28日 9:30～10:35	17人	58.6%	12人	3/3
		30人	平成26年3月27日 9:30～12:07	25人	83.3%	5人	2/3

理事会の開催状況（平成26年度）

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の出席 状況
	定員	現員(a)		出席理事数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
理事会	12人	12人	平成26年5月27日 9:30～11:50	11人	91.7%	1人	3/3
		12人	平成26年6月17日 11:00～11:40	12人	100.0%	0人	3/3
		7人	平成26年7月1日 14:10～14:25	7人	100.0%	0人	2/3
		12人	平成26年7月1日 14:31～15:21	12人	100.0%	0人	2/3

		12人	平成26年7月29日 13:30~15:56	12人	100.0%	0人	3/3
		12人	平成26年9月26日 10:45~11:27	11人	91.7%	1人	3/3
		12人	平成26年11月6日 13:54~15:58	12人	100.0%	0人	3/3
		12人	平成26年11月27日 11:04~12:32	12人	100.0%	0人	2/3
		12人	平成27年2月26日 13:30~00:00	11人	91.7%	1人	2/3
		12人	平成27年3月24日 13:30~14:42	11人	91.7%	1人	3/3

評議員会の開催状況（平成26年度）

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の出席 状況
	定員	現員(a)		出席評議員 数(b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
評議員会	30人	28人	平成26年5月27日 13:30~15:23	24人	85.7%	4人	3/3
			平成26年6月17日 9:30~10:40	22人	78.6%	6人	3/3
		29人	平成26年7月1日 13:30~14:00	23人	79.3%	6人	1/3
		30人	平成26年9月26日 9:30~10:34	24人	80.0%	6人	3/3
			平成26年11月27日 9:30~10:50	24人	80.0%	6人	2/3
			平成27年3月24日 9:30~12:05	26人	86.7%	4人	3/3

理事会の開催状況（平成27年度）

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の出席 状況
	定員	現員(a)		出席理事数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
理事会	12人	12人	平成27年5月26日 9:30~11:40	11人	91.7%	1人	3/3
		12人	平成27年6月26日 10:46~11:18	11人	91.7%	1人	3/3
		12人	平成27年9月17日 13:30~16:37	9人	75.0%	3人	3/3
		12人	平成27年11月30日 14:10~18:02	10人	83.3%	2人	3/3
		12人	平成28年2月22日 14:12~16:30	11人	91.7%	1人	3/3
		12人	平成28年3月23日 13:00~14:55	11人	91.7%	1人	3/3

評議員会の開催状況（平成27年度）

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の出席 状況
	定員	現員(a)		出席評議員 数(b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
評議員会	30人	30人	平成27年5月26日 13:00~16:10	23人	76.6%	7人	3/3
			平成27年6月26日 9:30~10:35	24人	80.0%	6人	3/3
			平成27年11月30日 9:30~10:35	23人	76.6%	7人	3/3
			平成28年3月23日 9:30~12:07	27人	90.0%	3人	2/3

[注]

- 平成25年度から平成27年度までに開催した全ての理事会及び評議員会について、理事会・評議員会ごとに記入・作成する。（評議員会については、上表の「理事会」、「出席理事数」を読み替えて作成する。）
- 「定員」及び「現員(a)」欄には、理事会・評議員会開催日当日の人数を記入する。
- 「意思表示出席者数」欄には、寄附行為に「書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす」等が規定されている場合、その人数を外数で記入する。
- 「実出席率(b/a)」欄には、百分率で小数点以下第1位まで記入する（小数点以下第2位を四捨五入）。
- 「監事の出席状況」欄には、「/」の右側に監事数（現員）を記入し、左側に当該理事会及び評議員会に出席した監事数を記入する。

(13) その他

- 上記以外に、評価員が理解を深めるのに役立つ情報があれば記述する。

2. 自己点検・評価の組織と活動

- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）
- 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）
- 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った平成 27 年度を中心に）自己点検・評価委員会

職名	氏名	職階	備考
委員長	雨宮正一	教授	学長
委員	弘谷多喜夫	教授	部長
委員	山本孝一	教授	学科長
委員	金子容子	教授	ALO
委員	若杉雅夫	教授	

自己点検・評価報告書作業部会

作業部会責任者	弘谷多喜夫	教授	部長
委員	山本孝一	教授	学科長
委員	若杉雅夫	教授	
委員	神谷 司	主査	学生支援・教務グループ担当職員

作業部会は、校務分掌組織である教育方法部会のメンバーと一致させて選出している。こうすることで、部会終了後に直ちに、作業部会の会合を開催できることで、効率よく作業を進めることができた。作業部会では、完成までのスケジュールを決め、理事長、学長、法人本部、短大部事務、教務部会、入試企画部会、学生部会、実習部会、図書委員会に資料の提出と原稿の1部を依頼し、部会での分担による執筆を行い、討議を経て、原案を作成した。原案は教員全員に読んでもらい、そこで出された修正意見を反映させて完成稿として、自己点検・評価委員会に提出、教授会で報告され同意を得たものである。

なお、作成の発議は、自己点検・評価委員会より、教授会で行われたものである。

活動記録

自己点検・評価委員会

平成 26 年 10 月 20 日 教授会で発議
平成 26 年 11 月 4 日
平成 27 年 2 月 27 日
平成 27 年 8 月 21 日

作業部会

平成 26 年 10 月 24 日
平成 26 年 11 月 4 日
平成 26 年 12 月 11 日
平成 27 年 1 月 9 日

平成27年3月9日
平成27年6月25日
平成27年7月2日
平成27年8月26日

■ 3. 提出資料・備付資料一覧

(1) 記述の根拠となる資料等一覧

記述の根拠となる資料等	提出資料	備付資料
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果		
A 建学の精神		
建学の精神・教育理念についての印刷物	◎	
創立記念、周年誌等		○
B 教育の効果		
学則	◎	
■ 学則のみを印刷したもの		
教育目的・目標についての印刷物	◎	
学生が獲得すべき学習成果についての印刷物	◎	
C 自己点検・評価		
自己点検・評価を実施するための規程	◎	
過去3年間（平成25年度～平成27年度）に行った自己点検・評価に係る報告書等		○
第三者評価以外の外部評価についての印刷物		○
基準Ⅱ：教育課程と学生支援		
A 教育課程		
学位授与の方針に関する印刷物	◎	
教育課程編成・実施の方針に関する印刷物	◎	
入学者受け入れの方針に関する印刷物	◎	
カリキュラムに対応した授業科目担当者一覧	◎	
■ 平成27年度		
■ 授業科目名、職位、担当教員名、研究分野、教員配置（専任・兼任・兼任の別）		
シラバス	◎	
■ 平成27年度		
■ 紙媒体、又は電子データで提出		
単位認定の状況表		○
■ 第三者評価を受ける前年度の平成27年度に卒業した学生が入学時から卒業までに履修した科目について		
学習成果を表す量的・質的データに関する印刷物		○
B 学生支援		
学生便覧等、学習支援のために配付している印刷物	◎	
学生支援の満足度についての調査結果		○
就職先からの卒業生に対する評価結果		○
卒業生アンケートの調査結果		○
短期大学案内・募集要項・入学願書	◎	
■ 平成26年度入学者用及び平成27年度入学者用の2年分		
入学志願者に対する入学までの情報提供のための印刷物等		○
入学手続者に対する入学までの学習支援のための印刷物等		○
学生の履修指導（ガイダンス、オリエンテーション）等に関する資料		○
学生支援のための学生の個人情報を記録する様式		○

記述の根拠となる資料等	提出資料	備付資料
進路一覧表等の実績についての印刷物等 ■ 過去3年間（平成25年度～平成27年度）		○
GPA等の成績分布		○
学生による授業評価票及びその評価結果		○
社会人受け入れについての印刷物等		○
海外留学希望者に向けた印刷物等		○
FD活動の記録		○
SD活動の記録		○
基準Ⅲ：教育資源と財的資源		
A 人的資源		
専任教員の個人調書 ■ 教員個人調書（平成28年5月1日現在で作成）〔書式1〕、及び過去5年間（平成23年度～平成27年度）の教育研究業績書〔書式2〕 ■ 「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き」を参照 〔注〕学長・副学長の専任教員としての位置付け：当該短期大学の教育課程に定められた授業を担当し、かつシラバスに掲載されていること		○
非常勤教員一覧表〔書式3〕		○
教員の研究活動について公開している印刷物等 ■ 過去3年間（平成25年度～平成27年度）		○
専任教員の年齢構成表 ■ 第三者評価を受ける年度（平成28年5月1日現在）		○
科学研究費補助金等、外部研究資金の獲得状況一覧表 ■ 過去3年間（平成25年度～平成27年度）		○
研究紀要・論文集 ■ 過去3年間（平成25年度～平成27年度）		○
教員以外の専任職員の一覧表（氏名、職名） ■ 第三者評価を受ける年度（平成28年5月1日現在）		○
B 物的資源		
校地、校舎に関する図面 ■ 全体図、校舎等の位置を示す配置図、用途（室名）を示した各階の図面、校地間の距離、校地間の交通手段等		○
■ 図書館、学習資源センターの概要 平面図、蔵書数、学術雑誌数、AV資料数、座席数等		○
C 技術的資源		
学内LANの敷設状況		○
マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図		○
D 財的資源		
「計算書類等の概要（過去3年間）」 「活動区分資金収支計算書（学校法人全体）」〔書式1〕、「事業活動収支計算書の概要」〔書式2〕、「貸借対照表の概要（学校法人全体）」〔書式3〕、「財務状況調べ」〔書式4〕、「資金収支計算書・消費収支計算書の概要」〔書式5〕	◎	
資金収支計算書・資金収支内訳表・貸借対照表 ・過去3年間（平成25年度～平成27年度）計算書類（決算書）の該当部分	◎	

記述の根拠となる資料等	提出資料	備付資料
活動区分資金収支計算書・事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表 ■ 過去2年間（平成26年度～平成27年度）計算書類（決算書）の該当部分	◎	
消費収支計算書・消費収支内訳表 ■ 平成27年度計算書類（決算書）の該当部分	◎	
中・長期の財務計画	◎	
事業報告書 ■ 過去1年間（平成27年度）	◎	
事業計画書／予算書 ■ 第三者評価を受ける年度（平成29年度）	◎	
寄付金・学校債の募集についての印刷物等		○
財産目録及び計算書類 ■ 過去3年間（平成25年度～平成27年度）		○
基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス		
A 理事長のリーダーシップ		
理事長の履歴書 ■ 第三者評価を受ける年度（平成28年5月1日現在）		○
学校法人実態調査表（写し） ■ 過去3年間（平成25年度～平成27年度）		○
理事会議事録 ■ 過去3年間（平成25年度～平成27年度）		○
寄附行為	◎	
諸規程集 組織・総務関係 組織規程、事務分掌規程、稟議規程、文書取扱い（授受、保管）規程、公印取扱規程、個人情報保護に関する規程、情報公開に関する規程、公益通報に関する規程、情報セキュリティポリシー、防災管理規程、自己点検・評価に関する規程、SDに関する規程、図書館規程、各種委員会規程 人事・給与関係 就業規則、教職員任免規程、定年規程、役員報酬規程、教職員給与規程、役員退職金支給規程、教職員退職金支給規程、旅費規程、育児・介護休職規程、懲罰規程、教員選考基準 財務関係 会計・経理規程、固定資産管理規程、物品管理規程、資産運用に関する規程、監査基準、研究費（研究旅費を含む）等の支給規程、消耗品及び貯蔵品管理に関する規程 教学関係 学長候補者選考規程、学部（学科）長候補者選考規程、教員選考規程、教授会規程、入学者選抜規程、奨学金給付・貸与規程、研究倫理規程、ハラスメント防止規程、紀要投稿規程、学位規程、研究活動不正行為の取扱規程、公的研究費補助金取扱に関する規程、公的研究費補助金の不正取扱防止規程、教員の研究活動に関する規程、FDに関する規程 ■ 規程名は省略せず、個々の名称を全て列挙する。		○

記述の根拠となる資料等	提出資料	備付資料
B 学長のリーダーシップ		
学長の個人調書 <ul style="list-style-type: none"> ■ 教員個人調書〔書式1〕(平成28年5月1日現在) ■ 専任教員として授業を担当している場合、「専任教員の個人調書」と同じく、過去5年間(平成23年度～平成27年度)の教育研究業績書〔書式2〕 		○
教授会議事録 <ul style="list-style-type: none"> ■ 過去3年間(平成25年度～平成27年度) 		○
委員会等の議事録 <ul style="list-style-type: none"> ■ 過去3年間(平成25年度～平成27年度) 		○
C ガバナンス		
監事の監査状況 <ul style="list-style-type: none"> ■ 過去3年間(平成25年度～平成27年度) 		○
評議員会議事録 <ul style="list-style-type: none"> ■ 過去3年間(平成25年度～平成27年度) 		○
選択的評価基準		
選択的評価基準の評価を希望する場合 <ul style="list-style-type: none"> ■ 自己点検・評価の根拠となる資料・データは備付資料とする。 ■ 資料・データ一覧を様式5に記載する。 ■ 複数の基準を選択する場合は基準ごとにまとめて記載する。 		○

[注]

- 「(1) 記述の根拠となる資料等一覧」記載の資料を準備し、提出資料、備付資料それぞれ一覧表を作成する。
- 一覧表の「資料番号・資料名」には、提出資料、備付資料それぞれに付した通し番号及び資料名(評価校独自の名称等)を記載する。
- 準備できない資料(例えば、取り組み自体を行っていない場合等)については、「該当なし」と記載する。
- 提出資料、備付資料をウェブサイトで公表している場合、一覧表の「資料番号・資料名」にはURLも記載する。
- 準備する資料は、特に指定がなければ自己点検・評価を行う平成27年度のものとする。ただし、第三者評価を受ける平成29年度に学科改組等で大幅な変更があった場合、平成29年度のを備付資料として準備する。
- 「過去3年間」・「過去5年間」の指定がある場合、自己点検・評価を行う平成27年度を起点として過去3年間・過去5年間とする。

(2) 様式5「提出資料・備付資料一覧表」の参考例

<提出資料一覧表>

報告書作成マニュアル記載の提出資料	資料番号・資料名
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果	
A 建学の精神	
建学の精神・教育理念についての印刷物	1. 学生便覧 [平成 27 年度] ウェブサイト「情報公開」 http://www.hgu.ac.jp/
B 教育の効果	
学則	1. 学則
教育目的・目標についての印刷物	1. 学生便覧 [平成 27 年度] ウェブサイト「情報公開」 http://www.hgu.ac.jp/
学生が獲得すべき学習成果についての印刷物	2. 講義要項 [平成 27 年度] ウェブサイト「情報公開」 http://www.hgu.ac.jp/
C 自己点検・評価	
自己点検・評価を実施するための規程	3. 浜松学院大学短期大学部自己点検・評価委員会規程
基準Ⅱ：教育課程と学生支援	
A 教育課程	
学位授与の方針に関する印刷物	1. 学生便覧 [平成 27 年度]
教育課程編成・実施の方針に関する印刷物	1. 学生便覧 [平成 27 年度]
入学者受け入れ方針に関する印刷物	1. 学生便覧 [平成 27 年度] 4. 入試要項 [平成 27 年度]
カリキュラムに対応した授業科目担当者一覧	5. 授業科目担当者一覧表 [平成 27 年度] 6. 時間割表 [平成 27 年度]
シラバス	2. 講義要項 [平成 27 年度]
B 学生支援	
学生便覧等、学習支援のために配付している印刷物	1. 学生便覧 [平成 27 年度] 7. オリエンテーション配布資料
短期大学案内 (2 年分)	8. 大学案内 [平成 26 年度・平成 27 年度]
募集要項・入学願書 (2 年分)	4. 入試要項 (入学願書) [平成 26 年度・平成 27 年度]
基準Ⅲ：教育資源と財的資源	
D 財的資源	
「活動区分資金収支計算書 (学校法人全体)」[書式 1]、「事業活動収支計算書の概要」[書式 2]、「貸借対照表の概要 (学校法人全体)」[書式 3]、「財務状況調べ」[書式 4]、「資金収支計算書・消費収支計算書の概要」[書式 5]	9 資金収支計算書・消費収支計算書の概要 10. 貸借対照表の概要 11. 財務状況調べ 12. キャッシュフロー計算書

報告書作成マニュアル記載の提出資料	資料番号・資料名
資金収支計算書・資金収支内訳表（過去3年間）	13. 資金収支計算書[平成25年度～平成27年度] 14. 資金収支内訳表[平成25年度～平成27年度] 15. 消費収支計算書[平成25年度～平成27年度] 16. 消費収支内訳表[平成25年度～平成27年度]
活動区分資金収支計算書（過去2年間）	17. 貸借対照表 [平成25年度～平成27年度]
事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表（過去2年間）	19. 事業計画書 平成27年度
貸借対照表（過去3年間）	20. 貸借対照表 [平成25年度～平成27年度]
消費収支計算書・消費収支内訳表	21. 消費収支計算書・消費収支内訳表[平成27年度]
中・長期の財務計画	18. 中・長期財務計画書

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

■ 基準 I の自己点検・評価の概要

※ ここには、基準において、改善が必要な事項について、その現状、課題、改善計画及び行動計画の概要を記述してください。

建学の精神に関しては、本学ホームページや平成 27 年度の学生便覧に掲載されており、建学の精神は、毎年教授会などで再確認しており、これを継続実施している。

教育の効果については、建学の精神をはじめ、教育理念、教育の目的、学習成果を学生便覧及び講義要項に記載し、量的データの指標を明確にしており、学習成果を測定する仕組みが整備されつつある。さらに、質的データに関する内容も整備し、講義要項に掲載して、教職員、学生に周知させていく予定である。また、3つのポリシーも順次、見直しを重ねて、よりよいものに改善させていくつもりである。今後も、建学の精神を教育目的・目標に具体化し、学習成果の獲得を向上させるための取り組みを進めながら、自己点検・評価活動を実施し、PDCA サイクルに役立つようにしていく。

【テーマ 基準 I-A 建学の精神】

【区分 基準 I-A-1 建学の精神が確立している。】

■ 基準 I-A-1 の自己点検・評価

※ 以下の観点参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

※ ここには【観点】についての点検内容を、観点ごとに記述せずまとめて記述してください。(以下同じ。)

※ 自己点検・評価の実施年度前に策定した「改善計画」及び「行動計画」の実行状況を含めて記述してください。(以下同じ。)

学校法人興誠学園は、1933 年、廿日出 彪(はつかで ひろし)によって設立された。興誠学園の建学の精神は「誠を興し、誠に行動し、誠をあまねくする」である。1951 年、戦後の復興期に総合学園構想の一貫として、浜松短期大学が設立される。教育理念は「高潔なる倫理観に立って、他を思いやることのできる真に豊かな人間性を基礎に、変化に対応できる創造力と実践力を身につけた職業人の育成」である。

「誠を興し、誠に行動し、誠をあまねくする」という建学の精神は、教育理念・理想を明確にしている。

以上のことは、興誠学園のホームページ及び浜松学院大学短期大学部のホームページに掲載し、「大学案内」の学長メッセージにおいて示している。学内においては、入学式、卒業式の理事長及び学長の告示において話される。又、「学生便覧」の初頁に掲載し、入学後のオリエンテーションの時に、これを用いて教育・学習の指針として指導している。

なお、毎年、「学校案内」・「学生便覧」・「講義要項」の編集にあたり、建学の精神について議論をし、細部や敷衍した内容についての記述に反映させている。

(b) 課題

※ ここには【観点】についての点検結果を踏まえ、課題について記述してください。(以下同じ。)

※ 課題には問題点だけでなく、今後更に向上・充実させるために必要な点も含めて記述してください。(以下同じ。)

建学の精神の歴史性と普遍性について整理し、共通理解を図らなければいけないこと及び建学の精神のブランディング化を行い、学外に広報するとともに学内での共有を図っていくことが必要と考えている。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神を学内外に表明している。
- (3) 建学の精神を学内において共有している。
- (4) 建学の精神を定期的に確認している。

■ **テーマ 基準 I-A 建学の精神の改善計画**

- ※ ここには、各区分の課題についての改善計画を記述してください。
- ※ 改善計画の後に、テーマに関係する提出資料・備付資料の番号及び資料名を提出資料・備付資料ごとに記載してください。

本学の教職員の中で、建学の精神について、歴史、解釈、説明の共通理解が出来るように FD で議論する機会を設けていく。また、外来者や学生、教職員の目に触れるような適当な場所に建学の精神を掲げていかなければいけないと考えている。

[**テーマ 基準 I-B 教育の効果**]

[**区分 基準 I-B-1 教育目的・目標が確立している。**]

■ **基準 I-B-1 の自己点検・評価**

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

興誠学園の建学の精神は、「誠を興し、誠に行動し、誠をあまねくする」であり、その教育理念は、「高潔なる倫理観に立って他を思いやることができる真に豊かな人間性を基礎に変化に対応できる創造力と実践力を身につけた職業人の育成」である。この建学の精神と教育理念に基づき、学科の教育目的・目標を「地域を中心とした社会の要請のもと未来を担う子どもたちを育てる豊かな人間性と高い教養を持ち、専門知識と技術、実践力を身につけた幼児教育・保育の専門家を養成すること」と学則第 1 条に明示している。

この学科の教育目的・目標は、学習成果として期待される人間性、社会性、専門性を明確にしている。

なお、学科の教育目的・目標は、平成 27 年度学生便覧、講義要項で公開している。

(b) 課題

建学の精神と学則第 1 条に掲げる教育目的・目標との関連をわかり易くするため、建学の精神の下につくられている教育理念は、学則制定時のものとし、その後、つくられたものは、今後の学生便覧からは、除くことにしたい。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標を定期的に点検している。

[**区分 基準 I-B-2 学習成果を定めている。**]

■ **基準 I-B-2 の自己点検・評価**

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

建学の精神・教育理念に基づき期待される学科の学習成果は、倫理観と向上心を持ち、自己自身を知るとともに他を思いやることのできる豊かな人間性、社会の変化に積極的に対応できる常識や教養を持ち、自らを表現するとともに他と協力しコミュニケーションができる社会性、創造性と実践力を

身につけた専門性、である。また、学科の教育目的・目標に基づく学科の学習成果は、自己理解と向上心、他を思いやる心（人間性）、常識と教養・自己表現力とコミュニケーション力（社会性）、専門知識と技術、実行力と使命感（専門性）、である。

これらの学習成果を測定する仕組みについては、定期試験（レポート試験、実技試験等を含む）を前後期末に実施することで、知識、技術に対する学習成果の量的データの指標としている。また、質的データとして学生の授業評価アンケートを実施し、科目担当者も授業への感想を提出する等を行うことで学習成果の把握に努めている。

各科目で目指す学習成果については、シラバスに明示し、年度初めの学年別オリエンテーションの中で学生に周知するようにしている。また、各授業では、学習成果を廊下に貼ることや、作品の展示やミニコンサート等も行っている。さらに、卒業研究発表会の外、学外には子どもフェスティバルや表現活動研究発表会を通じて学習成果を表明している。

(b) 課題

学習成果と建学の精神及び教育目的・目標との一貫性を明確にするため、学習成果を整理し、講義要項に掲載している学習成果についても整合性をとっていくことである。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の学習成果を建学の精神に基づき明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づいて明確に示している。
- (3) 学科・専攻課程の学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みを持っている。
- (4) 学科・専攻課程の学習成果を学内外に表明している。
- (5) 学科・専攻課程の学習成果を定期的に点検している。

[区分 基準 I-B-3 教育の質を保証している。]

■ 基準 I-B-3 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

平成26年度に学校教育法の一部改正に伴い、学則や規程の改正を行い、関連のある規程を変更し、法令遵守に努めている。学習成果については、講義要項に掲載しており、毎年点検・見直しを行っている。

本学科では、幼稚園教諭二種免許状、保育士の資格取得を卒業と同時に目指しており、このことに伴う教員配置、施設設備基準、教育課程、実習先指定基準、授業時間確保、記録物の保管等が適正に行われるように教務委員会をおき、教務部会において教務課事務職員と連携し、関係法令変更などに対し定期的に点検・整備をしている。実習施設等の指定要件については、実習部で検討し、適正な実習実施条件を整備している。

個々の学生に対する学習成果のアセスメントは、4段階の成績評定（A・B・C・D）と単位認定によって前・後期末に判定し、卒業年では卒業判定を実施している。

その基礎となるのは、講義・演習・実技科目で実施される試験である。前・後期末の2回の定期試験（レポート、作品、実技試験を含む）については、「履修に関する規程」において、受験資格、評価区分、追試験および再試験等を整備している。また、科目ごとに中間段階での小テスト、小レポートやノートの提出、実技の発表の機会などを行い、学生の学習状況に応じた工夫をしている。

各科目担当者は、個々の学生の学習成果を把握しているが、教務部会では、各教員の意見から課題を分析し、カリキュラムに反映させている。又、授業評価アンケートと学生生活調査の結果は、教育方法部で分析し、教育活動の改善に資している。さらに就職部では、卒業生の就職先での評価について、実習部と連携して把握に努め、就職指導や教育活動に反映させている。

(b) 課題

関係法令の変更については、内容に応じて学長、短期大学部長、各部の部長（教員）、事務長、各グループ長（事務）が、それぞれ確認しているが、対応の方針については、共通認識を図ることが必要である。学習成果の査定では、特に質的データを測定する手法についてFDで議論をして、共有できるようにする。教育の向上・充実のために基礎学力の向上とピアノ技術の向上に取り組んでいるが、学習成果への反映をチェックする。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを適宜確認し、法令順守に努めている。
- (2) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを有している。

■ テーマ 基準 I-B 教育の効果の改善計画

※ ここには、各区分の課題についての改善計画を記述してください。

※ 改善計画の後に、テーマに関係する提出資料・備付資料の番号及び資料名を提出資料・備付資料ごとに記載してください。

建学の精神を『ハマタン』という歴史と伝統をもつブランドの中身と位置づける。その上で、シラバスのフォーマットを改善し、教員も学生も教科の学習成果を意識して、教え、学ぶようにしていくことができるように改善することと学習成果の質的データとなるような教員の実践報告を整理し、共有できるようにしていくことである。

[テーマ 基準 I-C 自己点検・評価]

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実に向けて努力している。]

■ 基準 I-C-1 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a)及び(b)を記述してください。

(a) 現状

平成19（2007）年に自己点検・評価委員会規程がつくられ、以後2年毎に委員が選出されている。最初の委員会で平成20年度「自己点検・評価報告書」を作成し、平成20年10月に大阪健康福祉短期大学と相互評価を行って、平成21年度「相互評価報告書」を公表した。続いて平成22年度「自己点検・評価報告書」を作成して平成22年10月に第三者評価を受けた。平成23、24、25、26年度報告書は、ホームページ上で公表した。平成27年度のは、印刷に付して年度内（28年2月）に、聖セシリア女子短期大学と相互評価を行い、28年10月に「相互評価報告書」を作成した。又同時に作成したものが、本28年度「自己点検・評価報告書」である。引き続き作成して平成29年6月に刊行する、29年度「自己点検・評価報告書」によって、第三者評価を受けることとしている。

(b) 課題

平成26年から、短期大学部部長が教育方法部長を兼ね、幼児教育科科长も、教育方法部の委員であることから、自己点検・評価委員を教育方法部から選出して作業部会を構成し、2つの会議を同じ日に開催できるようにした。しかし、細部に亘っての記述は、事務長、グループ長（事務）、各部会（教員）で詰めてもらうしかないし、作業部会での原案は、各部所（学園、本学科）、学科各部の自己点検・評価を基にしなければならず、これらのやり取りには、時間がかかっている。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。

- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価の成果を活用している。

■ **テーマ 基準 I-C 自己点検・評価の改善計画**

- ※ ここには、各区分の課題についての改善計画を記述してください。
- ※ 改善計画の後に、テーマに係る提出資料・備付資料の番号及び資料名を提出資料・備付資料ごとに記載してください。

教職員全員が自己点検・評価を行い、点検、改善していく意識を強く持ち続ける必要がある。また、点検したことを改善して、次年度以降につなげていく方法を確立していくように検討することが課題である。

■ **基準 I 建学の精神と教育の効果の行動計画**

- ※ ここには、各テーマの改善計画を踏まえ、次の PDCA サイクルに反映させるために、改善等のための工程を示した行動計画を記述してください。

建学の精神を各種印刷物に掲載し、年度初めの教授会等で教職員に伝達して再確認することと、年度末に実際の取り組みがどのような結果になったか点検する仕組みを構築していくことである。

◇ **基準 I についての特記事項**

- (1) 以上の基準以外に建学の精神と教育の効果について努力している事項。

入学式での学長式辞

入学時のオリエンテーションでの講話

保護者会での学長あいさつ

- (2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

特になし

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

■ 基準Ⅱの自己点検・評価の概要

※ ここには、基準において、改善が必要な事項について、その現状、課題、改善計画及び行動計画の概要を記述してください。

教育課程の中の学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針は、適切なものが設けられていると考えている。ただし、その時代に合ったものに適宜改善をしていく必要があると考えている。

教育課程については、実習指導者による現場からの評価及び学習成果について査定し、免許・資格取得に向けて、より望ましいものにしていく検討を行いつつある。

改善計画としては、現在保育者に求められているものを学科で常に議論し、教育内容の力点を変化させ、科目間の連携をはかりながら教育内容の改善を行うことと、実習、就職にむけて、より教育効果の高まるような科目の配列や教育内容の調整を行う。

学生支援の分野での教育資源の有効活用においては、学習成果の評価に教員間で一部ばらつきが見られたため、FD 研修会の際などに教員間で調整、意見交換していきたい。また、講義要項に記載のある学習成果についても毎年、点検・改善を検討していきたい。

また、基礎学力が不足する学生が数多く入学してきているため、学生生活支援の一環として、1年生全員に基礎学力養成講座を受講させている。この講座の受講前と受講後に確認テストを実施し、どれくらいの効果が出ているかのデータを蓄積しているところである。

なお、三つの方針については、学校教育法施行規則の一部改定に従い、点検・改善をしていく。

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

[区分 基準Ⅱ-A-1 学位授与の方針を明確に示している。]

■ 基準Ⅱ-A-1の自己点検・評価

※ 以下の観点参照して、自己点検・評価を行い、(a)及び(b)を記述してください。

(a) 現状

※ ここには[観点]についての点検内容を、観点ごとに記述せずまとめて記述してください。(以下同じ。)

※ 自己点検・評価の実施年度前に策定した「改善計画」及び「行動計画」の実行状況を含めて記述してください。(以下同じ。)

学位授与の方針は、学則第1条の2に示されている「未来を担う子どもたちを育てる豊かな人間性と高い教養を持ち、専門知識と技術、実践力を身につけた幼児教育・保育の専門家を養成する」という本学科の目標が学位授与の方針である。学則は、その最低の要件として短期大学卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件も示している。また、学位授与の方針に沿って、期待される学習成果が掲げられているから、それぞれの学習成果は、学位授与の方針と対応する。

この学則上の学位授与の方針は、ディプロマポリシーとして、さらに具体的にされている。

本学のディプロマポリシーは、建学の精神である「誠を興し、誠に行動し、誠をあまねくする」に基づき、保育者としての理論と技術や実践力を身につけ、保育職への責任と誠実さを持ち、協力して仕事ができる社会性、何事にも挑戦する向上心や人間としての豊かさを持っている人材を輩出する、である。

(b) 課題

※ ここには[観点]についての点検結果を踏まえ、課題について記述してください。(以下同じ。)

※ 課題には問題点だけでなく、今後更に向上・充実させるために必要な点も含めて記述してください。(以下同じ。)

学則における本科の教育目的・目標は、学科創設時の初心を表わすものであり、現在も変更すべきものではないが、それを具体的にしたディプロマポリシーは、入学する学生の変化に対応した検討を加え

るとともに、建学の精神との一貫性を明示できるようにしていかなければならないと考えている。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ① 学科・専攻課程の学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の学位授与の方針を学則等に規定している。
- (3) 学科・専攻課程の学位授与の方針を学内外に表明している。
- (4) 学科・専攻課程の学位授与の方針は、社会的（国際的）に通用性がある。
- (5) 学科・専攻課程の学位授与の方針を定期的に点検している。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針を明確に示している。]

■ 基準Ⅱ-A-2 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

学則 21 条において、教育課程編成方針は「学科に係る専門の学芸を教授し、職業又は実生活に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い教養を培い豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮する」と明示され、先に示した学則第 1 条 2 に掲げる学位授与の方針に対応している。

また、この趣旨に即し、学則 22 条では、「授業科目を基本教育科目及び専門教育科目に分け」、1 年次で基本教育科目を、2 年次で専門教育科目を主として履修させ、各授業科目は必修科目と選択科目に分けて編成するとし、学習成果に対応している。

教育の質を下げないということは、受験生を送り出す高校と卒業生を受け取る現場から引き続き高い評価を得ていくために、避けては通れないものである。このため、1 年次から 2 年次への進級に当たっては、成績判定を厳密にし、必要なレベルに達していないものについては再履修させること、卒業時に必要なレベルに達していない科目があれば、免許・資格は取得させないこと、ピアノ（器楽演習）を免許・資格のいずれにも必修としたこと、各科目で、定期試験の外に課題や小テストを行うようにすること等を実施した。

実習科目の評価については、実習先からの評価および巡回指導時の実習指導担当者からの意見、実習記録、事前事後指導の内容をもとに総合的評価を行っている。

実習継続が困難な場合は実習部会で対応を検討し、実習中止や再実習をおこなうケースもある。

シラバスの作成に当たっては、予習・復習のための学修時間を明示して、課題などをさせるようにしている。

音楽に関する科目については、少人数指導が効果的であるので、非常勤講師の協力を得ている。また、他の科目においても、一部非常勤講師に担当いただいております。本学科の教育方針や学生の様子等について、共通理解をはかることができるように、講師会を毎年開催している。

(b) 課題

学生の受講態度は、教員間で、各クラスの状況を出し合って常時指導してきたので、良くなってきたが、今後も私語やスマートフォン等の使用をしないように徹底していく。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程を体系的に編成している。
 - ① 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ② 成績評価は教育の質保証に向けて厳格に適用している。
 - ③ シラバスに必要な項目（達成目標・到達目標、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）が明示されている。

- ④ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業（添削等による指導を含む。）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施方法を適切に行っている。
- (3) 学科・専攻課程の教育課程の教員配置は、教員の資格・業績を適切に反映している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-3 入学者受け入れの方針を明確に示している。]

■ 基準Ⅱ-A-3 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

専門知識や技術、実践力や使命感（専門性）は、入学後に獲得させることが出来るので、入学者受け入れに当たっては、自己の適性を理解しているか、目的に向かって努力できる向上心を持っているか（人間性）及び、高校での学習成果として知的な基礎学力とコミュニケーション力（社会性）を持っているかを判定することに努めている。

本学では、入学者受け入れの方針として、アドミッションポリシーを明確にしている。本学のアドミッションポリシーは、子どもが好きで、保育者になりたいという熱意を持ち、保育者になるために必要な力を身につける努力ができ、基礎的な学力を持っている生徒を求める、としている。

(b) 課題

入学選抜の方法は、学力点（学力試験及び内申書）だけでなく面接も重視しているが、入学後の状況を見ると、学力点が下位だと学習についていけない学生が出てくることが課題である。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 各学科・専攻課程の学習成果に対応する入学者受け入れの方針を示している。
- (2) 入学者受け入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (3) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO 選抜等）は、入学者受け入れの方針に対応している。

[区分 基準Ⅱ-A-4 学習成果の査定（アセスメント）は明確である。]

■ 基準Ⅱ-A-4 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

学習成果については、学科の教育課程を構成する各科目について講義要項の冒頭で明示している。この学習成果は、人間性、社会性、専門性の3つの育成される力とそれぞれの達成目標から構成されており、この目標に従って学習成果を査定している。各科目担当者は、達成目標が実際的で測定可能なものになるよう授業内容の改善を続けており、学習成果の査定は現在、明確であると考えている。

2年間で幼稚園教諭免許状及び保育士資格の両方を取得する学生がほとんどであり、時間的な制約があり、難しい面もあるが、必要な知識・技術を身に付けて学習成果に掲げられた達成目標を獲得することは可能である。また、質的な評価として、スポーツデイや子どもフェスティバル、学園祭、卒業研究発表会、表現活動研究発表会等の学校行事を重視している。

今年度は1・2年生ともにすべての科目において、再試験受験者があった。人数は科目によって差はあるが、2年生は就職、1年生は実習を行うにあたり、それぞれに必要なと思われる知識・技術を身につけてほしいという考え方から、基準を達成できない場合には再試験を受験することになることもやむを得ないと考えられる。学生からは、再試験受験にあたって、さらにしっかりと勉強したことにより、授業内容への理解が深まったという声もでてきており、学生の力量を伸ばすためには、適切な評価を行い、しっかりと学ぶ機会をつくり、学習効果を高めていくことが求められる。

(b) 課題

人間性や社会性は、各科目での一定期間内の獲得や測定が困難であり、学科の教育活動全体を通して取り組むべき課題である。

すべての授業において、欠席状況の確認を行い、学習への取り組み姿勢についても教員間で、情報を共有する中で、学習効果が高まるような細やかな働きかけを行っていくことが課題である。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果に具体性がある。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は達成可能である。
- (3) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果に実際的な価値がある。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は測定可能である。

[区分 基準Ⅱ-A-5 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

■ 基準Ⅱ-A-5 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

卒業生の就職先の評価については、就職部の教職員の訪問、および実習訪問の際に幼稚園、保育所、施設関係者からの聞き取りの機会を設けている。また、実習先との懇談会開催の折にも、実習に関する内容に加えて、卒業生の現況についてアンケートに記入していただく機会を設けている。

聴取した結果は、実習事前事後指導に活かされ、さらに教育課程にも反映させるようにしている。

(b) 課題

就職先で求められる保育者としての力量について、現場の声をしっかりと受け止めた上で、教育課程の編成に反映させることである。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

■ テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の改善計画

※ ここには、各区分の課題についての改善計画を記述してください。

※ 改善計画の後に、テーマに関係する提出資料・備付資料の番号及び資料名を提出資料・備付資料ごとに記載してください。

ディプロマポリシーについて、建学の精神との一貫性が分かるように改めることと、シラバスのフォーマットを学習成果が明示されるものに改めることである。

また、授業評価アンケートの結果をふまえた授業改善の実践報告を FD で共有していかなければならない。

さらに、実習部で行っている実習前の幼稚園、保育所、施設との各懇談会で卒業生の評価についてアンケートを行い分析していく予定である。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-B-1 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

■ 基準Ⅱ-B-1 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

教員は、本学の学位授与の方針、学則及び履修に関する規程に対応した成績評価基準により、学生の学習の成果について評価を行っている。また、学生による授業評価アンケートを行い、その結果を踏まえ、各教員は、次年度の授業において改善することが望ましい事項についてまとめ提出している。

授業内容については、同じ内容が含まれる場合は、授業担当者間で、授業内容を確認するなど、調整を行っている。また、関連する授業科目の担当者間では、授業内容を検討し、より充実した授業内容となるよう、調整を行っている。

さらに、学生への履修指導については、教務の担当教員を中心に、各ゼミナール担当教員も含めて、学生への適切な指導・支援を行うようにしている。個々の学生に応じたきめ細やかな指導を行うことで、2年次への進級、また卒業に向けて、学生がそれぞれの段階での学習成果の獲得が可能となるように努めている。

教務グループでは、学生の履修状況について把握しており、授業で欠席が連続2回または合計3回以上となった学生には、授業担当教員から教務グループに連絡が入り、教務担当教職員とゼミナール担当教員によって学生への適切な指導・支援を行うようにしている。又、教育実習、保育実習では必要科目の修得や授業出席回数などの履修条件について把握している。

図書館職員は、入学時の利用ガイダンス、進級時の図書検索講座、学生及び教員からの購入希望図書の受付、ライブラリーメイトによる催し事やニュースの発行への援助、テーマによる図書展示、学生や教員へのリファレンスサービスなどを通して学科の学習成果の獲得と学生の学習向上のために貢献している。

(b) 課題

学習成果の評価においては、成績評価を現行の4段階から5段階にすることを検討している。学生の学習成果をより細かく評価することでより適切な評価が可能と思われることと、特別奨学金授与等における学生の選抜や、学習への意欲をさらに高める上でも、評価基準についての早期の検討が必要といえる。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

(1) 教員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

- ① 教員は、学位授与の方針に対応した成績評価基準により学習成果を評価している。
- ② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
- ③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けている。
- ④ 教員は、学生による授業評価の結果を認識している。
- ⑤ 教員は、学生による授業評価の結果を授業改善のために活用している。
- ⑥ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
- ⑦ 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- ⑧ 教員は、学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
- ⑨ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導ができる。

(2) 事務職員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

- ① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識している。
- ② 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果の獲得に貢献している。
- ③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握している。

- ④ 事務職員は、SD 活動を通じて学生支援の職務を充実させている。
- ⑤ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援ができる。
- (3) 教職員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館・学習資源センター等の専門事務職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、学生の図書館・学習資源センター等の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や学校運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

■ 基準Ⅱ-B-2 の自己点検・評価

※ 以下の観点参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

学習成果の獲得に向けて、学生便覧、講義要項等によって、学習内容を確認できるようにしている。なお、ホームページにも掲載されており、閲覧できるようになっている。

また、新学期すぐにオリエンテーションが行われ、学生への説明も行っている。とくに、ピアノの演奏技術を獲得する授業については、学生のグレードに合わせてレッスンが受けられるように、個々の力量を確認し、学生にあった指導内容となるよう配慮している。

優秀な学生に対して、さらなる学習意欲の向上をはかるために、2年生への進級時には優秀者特別奨学金制度による奨学金を授与、また卒業時には全国保育士養成協議会会長賞や学長賞などを授与している。又、保育者に必要とされるピアノの演奏技術や歌唱力の優秀な学生には、卒業式や入学式等において校歌の伴奏や合唱を披露する機会を与え、さらに意欲を高められるような機会としている。

学生からの学習上の悩みなどの相談に対しては、教務の担当の教員を中心に個々の教員がその都度対応している現状であるので、今後はその体制作りが求められる。

(b) 課題

就職採用試験にむけての学力講座は実施しているが、今後は、基礎学力が不足する学生への学力講座として、1年次に開講することを検討している。

なお、優秀な学生に対するさらに高度な内容の学習指導について対応を検討していきたい。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (3) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (4) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (5) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (6) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。

- (7) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、留学生の受け入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的にしている。]

■ 基準Ⅱ-B-3 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

学生の生活支援のための組織として、学生生活指導担当の教員を配置するとともに、学生相談室やセクシャル・ハラスメントの防止に関する指針に基づき、相談窓口を設置している。毎年4月には、心身の健康診断を行い、とくに注意を要する疾患や障害をもつ学生への支援のありかたを教員間で確認するようにしている。また、本学内・周辺は禁煙とし、将来、多くの学生が保育者になることを踏まえて、健康指導を行っている。

学生の相談内容に応じて、カウンセラーへとつなげていくことも含めて、対応している。個人情報保護に配慮しながらも、教職員の連携により学生へのきめ細やかな支援を行うように努めている。

経済的状況により、在学が危ぶまれる学生も増えており、早めの支援を行うことが求められるので、相談しやすい体制を整えるようにしている。

本学の学校行事（スポーツデー、子どもフェスティバル、学園祭）、サークル活動や学友会など、学生が主体的に参画する活動を行えるよう、その活動を支援する担当教員も配置している。

さらに、ゼミナール担当教員は学習支援だけではなく、学生生活の状況もできるだけ把握するように心がけ、個々の学生にあった支援を行うようにしている。

(b) 課題

学生の相談内容の多様化が進んでいる現状をふまえて、教員間、また教務、就職、相談室といった部署との連携をとるようにしているが、個人情報への配慮をしながらも、さらにきめ細やかな対応が必要になると思われる。

学生食堂の改装や図書館分室自習室の開設等、学生生活がより充実するような施設整備が喫緊の課題である。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制が整備されている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受け入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受け入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

■ 基準Ⅱ-B-4 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

就職部と学生支援グループの就職担当者が部会を開いて組織的に就職支援を行っている。求人先への資料送付、挨拶、求人票の受けとりや掲示、受験先への対応、お礼等の活動、また、1年後期から2年間に亘り、就職ガイダンス、基礎学力養成講座、模擬試験、専門技術対策講座、美容・マナー講座、個別指導や紹介など計画的に行っている。

就職相談室には、各幼稚園・保育所等のデータや過去問が蓄積されており、常時利用できるほか、学生支援グループは、就職担当者を中心に日常的に就職相談に応じ、適切なアドバイスを行っている。

(b) 課題

就職先とのミスマッチを避けるために、さらにきめ細かな支援をすることや、全ての学生に確かな力をつけて就職先に送り出すことである。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援室等を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

[区分 基準Ⅱ-B-5 入学者受け入れの方針を受験生に対して明確に示している。]

■ 基準Ⅱ-B-5 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

『入試要項』は、アドミッションポリシーを掲げており、『大学案内』でも示している。総務・入試グループの入試担当者には、これまでの入試についてのノウハウが蓄積されており、入試部の教員と常時相談しながら適切に対応している。広報や事務についてもこれまでの蓄積をもとに体制を整えている。オープンキャンパスでは入学希望者の個別相談に応じ、入学後の様子が理解できるように対応している。

入学手続き者に対しては、ピアノの事前教育を受けさせるなどして、入学後の授業について情報を与え、しっかりした心構えを持てるようにし、入学式の前後から、時間をかけて学習や学生生活のためのオリエンテーションを行っている。また、4月上旬に学友会による新入生歓迎会が行われ、クラブ・サークルの勧誘がある。

(b) 課題

保育者養成校として、保育者を目指して自ら努力できる学生に入学してもらえるような環境作りと入試の方法についてさらに検討を進めることである。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学生募集要項は、入学者受け入れの方針を明確に示している。
- (2) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (3) 広報又は入試事務の体制を整備している。
- (4) 多様な選抜を公正かつ正確に実施している。
- (5) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (6) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。

■ テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の改善計画

- ※ ここには、各区分の課題についての改善計画を記述してください。
- ※ 改善計画の後に、テーマに関係する提出資料・備付資料の番号及び資料名を提出資料・備付資料ごとに記載してください。

教育資源の有効活用については、成績評価の基準を、4段階から5段階にすることとし、具体的には、「優」の上に「秀」評価を設ける。成績評価を5段階にすることで、より厳格に成績を評価できることに加えて、学生の質的保証の客観的事実を明確にしたい。

なお、GPAを導入し、進級要件や卒業要件、実習への派遣などに活用することも計画している段階である。

学生生活支援については、学友会室の整備、学生の空き時間の居場所の提供などを今後も検討をしていきたい。

■ 基準Ⅱ 教育課程と学生支援の行動計画

- ※ ここには、各テーマの改善計画を踏まえ、次のPDCAサイクルに反映させるために、改善等のための工程を示した行動計画を記述してください。

成績評価の基準を、5段階にすることについては、教務部会で議論をしてメリット、デメリットを整理し、さらに教務課とも協議をした上で実施の可否について案を決める。部長会で検討を行い教授会に提出して、決定していく。GPAの導入についても同様である。

また、学生生活支援については、学生から学生生活の調査を行ったり、学生部会や部長会で検討し、教授会で学生の環境整備を行うようにしていく。

◇ 基準Ⅱについての特記事項

(1) 以上の基準以外に教育課程と学生支援について努力している事項。

【子どもフェスティバル】

学生が企画し運営する子どものための祭りである。教育・保育実習の一環として地域の親と子を招いて行う。平成28年度で第46回となり、地域の子どもたちにとっては年に一度の楽しみとして大きな期待をもって受け入れられている。例年1,000名以上の来場者があり、地域に定着したイベントとなっている。

【スポーツデイ】

学生が主体的に活動し、実行している。様々な競技を学生が決めて、順位を競い合う。毎年、かなりの盛り上がりを見せている。

【学園祭】

併設の4年制大学と合同で開催するお祭りである。模擬店やイベントが盛りだくさんで毎年多数の来客がある。

【表現活動研究発表会】

表現活動に強い意欲と関心を持った学生たちが、音楽、演劇、造形、舞踊などの媒体を通じて表現を試みる卒業研究発表の場である。子ども一人ひとりの感性や表現力を育てていくためには、子どもの表現について学ぶばかりではなく、保育者自身の表現の経験をも深めていくことが求められる。そこで、表現系ゼミナールを選択した学生たちは、プロセスを大事にし、仲間と協力して表現活動を進め、保育者としての感性や創造性、表現力を磨く場となっている。

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

特になし

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

■ 基準Ⅲの自己点検・評価の概要

※ ここには、基準において、改善が必要な事項について、その現状、課題、改善計画及び行動計画の概要を記述してください。

学科の教育課程編成・実施の方針の基本は、幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格の付与条件を満たしていることであるが、学科の教育目標（建学の精神及び学科の目的による）に基づいて定めている学習成果を達成するための教育資源として、教員組織、事務組織、校地校舎、施設設備・技術が大体において整備され、これらを支える財政基盤についてもほぼ安定した状況を維持している。

人的資源においては、専任教員は設置基準に定める教員数を充足しており問題はないが、年齢、職位等でアンバランスが見られる部分があるため、将来に向けて改善していく必要がある。

行動計画については、財政基盤の更なる安定のために、今後の見通しとやるべきことについて、全ての構成員で議論を重ね、実行していく。

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

■ 基準Ⅲ-A-1の自己点検・評価

※ 以下の観点参照して、自己点検・評価を行い、(a)及び(b)を記述してください。

(a) 現状

※ ここには【観点】についての点検内容を、観点ごとに記述せずまとめて記述してください。(以下同じ。)

※ 自己点検・評価の実施年度前に策定した「改善計画」及び「行動計画」の実行状況を含めて記述してください。(以下同じ。)

本学では、短期大学設置基準に準拠して教育に必要な教員数を配置しており、また、教員組織（専任教員及び非常勤講師）は、学科の目的・目標に基づく教育課程編成・実施の方針によって整備されており、各専任教員は、教育研究活動において成果をあげている。

さらに、学習成果を向上させるために、事務組織が整備され、日常的に教員組織と連携している。教職員の就業に関する人事管理は、すべて法人の規程によって行われている。

(b) 課題

※ ここには【観点】についての点検結果を踏まえ、課題について記述してください。(以下同じ。)

※ 課題には問題点だけでなく、今後更に向上・充実させるために必要な点も含めて記述してください。(以下同じ。)

専任教員の転出や退職に伴うリスク、事務職員の移動や退職に伴うリスクを最小限にするために、環境整備と意思疎通を図る。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織が編成されている。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (6) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

■ 基準Ⅲ-A-2 の自己点検・評価

※ 以下の観点参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

教育課程編成・実施方針の基本は、法令にのっとり幼稚園教諭二種免許状と保育士資格が付与できることであるが、専任教員配置の按配や各科目ではどのような内容を重視するか、については、実技（特にピアノ）や体験を重視し、学生の自主的活動を尊重するという方針により、そうした研究実績や指導力をもつ教員が多い。従って専任教員の研究活動においても論文発表や学会発表などで、学科の方針を反映した多くの成果をあげている。

1人は、科学研究費補助金の若手研究者養成の個人研究に申請し合格した。

研究活動の発表の機会として、研究紀要を毎年3月に発行している。

各教員は、研究室があり、又週1日の研修日が確保され、研究活動に専念できるような環境が整えられている。

専任教員は、日々の教育活動とともに校務分掌での各部の活動を通してこれらの達成に努めているが、教務課、学生課、就職課などの職員と日々連携しながら行っている。

(b) 課題

専任教員の研究活動の公開は、自己点検・評価報告書に掲載してきたが、ホームページでも行う。また、FD活動については、夏季大学の際に講師として招いた方々からも学ぶ機会があるが、定期的に研修会を開催し、教授活動についての自由な議論の機会をつくることによって、個々の教員と学科のFDの向上を図る必要がある。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員個々人の研究活動の状況が公開されている。
- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD活動に関する規程を整備している。
- (10) 規程に基づいて、FD活動を適切に行っている。
- (11) 専任教員は、学習成果を向上させるために短期大学の関係部署と連携している。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果を向上させるための事務組織を整備している。]

■ 基準Ⅲ-A-3 の自己点検・評価

※ 以下の観点参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

事務組織は、事務長が責任者として統括しており、そのもとに、学生支援グループ（3人）、教務グループ（2人）、総務・入試グループ（3人）に分かれている。各グループでは専任職員がグループの責任者となっている。事務長のもとで毎朝9時から10分間程、全体の打ち合わせを行っている。その後週はじめの月曜には、事務長は部長との打ち合わせを行う。専任職員は、いずれも本学園での勤務歴が長く、又、国や私学団体が行う、関係部署に関わる法令の伝達講習やSDのための研修に出席しており、十分に専門的な職能を有している。

事務室には、必要な情報機器、設備を整備して、事務処理や学生へのサービスが効率よくかつ円滑に行えるようにしている。

事務は、法人の事務関係諸規程によって運営され、SD 規程によって、大学の職員と合同の SD 研修が行われている。

日常的に教員組織との連携をはかり、その都度必要な業務の見直しや事務処理の改善を行う努力をしている。

(b) 課題

防災対策や情報セキュリティ対策について、事務組織だけでなく教員組織との共通認識が必要である。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 専任事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務関係諸規程を整備している。
- (4) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (5) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (6) SD 活動に関する規程を整備している。
- (7) 規程に基づいて、SD 活動を適切に行っている。
- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の改善に努力している。
- (9) 専任事務職員は、学習成果を向上させるために関係部署と連携している。

[区分 基準Ⅲ-A-4 人事管理が適切に行われている。]

■ 基準Ⅲ-A-4 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

教職員の就業に関する諸規程は法人として整備され、それに基づいて就業管理が行われているが、ここ 1、2 年の間にかなりの改定が行われている。その都度、教員組織と事務組織で会議において周知を図るようにしている。

(b) 課題

規程の改正を周知する際には、まず教員組織と事務組織の各管理職会議で十分に整理し、わかりやすい説明と資料を用意しなければならない。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

■ テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の改善計画

※ ここには、各区分の課題についての改善計画を記述してください。

※ 改善計画の後に、テーマに関する提出資料・備付資料の番号及び資料名を提出資料・備付資料ごとに記載してください。

各行事は、担当教員のローテーションがよく機能しているが、各部の校務は、メンバーが固定しがちであるので、交替を行いながら、全員がどの部の校務でもこなせるようにし、又、部長の世代交代がスムーズに行えるようにする。

研究紀要は、確実に毎年発行しているが、投稿者が若い層に固定してきているので管理職にあるも

のや教授層の投稿を促す。

教員と職員は、さらに一層の意思疎通と連携を図り、校務についての共通理解に努める。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

■ 基準Ⅲ-B-1 の自己点検・評価

※ 以下の観点参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

校地の面積は、短期大学設置基準の規定（2800 平方メートル）を十分に満たし、中心部にあって、教育にふさわしい環境としてのほどよい広さをもっている。正門から校舎までの間には広い空間があり、イベントの際などに利用されている。大学と共用の運動場は、離れているが、体育館（耐震工事済み）があり、体育の授業をはじめ、スポーツやレクリエーション、放課後の部活、学校行事など多目的に使われている。

校舎の面積も短期大学設置基準の規定（2850 平方メートル）を十分に満たしており、各教室（講義室、ゼミ室、特別教室など）、各研究室、学長室、会議室、事務室、保健室、ピアノ練習室（個室）などがある本館（1 号館）と食堂、ホール、ピアノ練習室（個室）などのある学生会館が広い空間を挟んで別棟で建てられており、適切な教育環境となっている。

学習成果を達成するために各講義室は、すべてマイク、テレビ、DVD 再生装置、スクリーンなどを標準設備とし、調理実習室、小児保健実習室、音楽室、情報実習室などの特別教室には、必要な仕様と備品、機器が整備されている。

事務室から見える 1 階の階段には、手すりに障がい者用昇降機を設置している。

図書館は、本館から少し離れている（徒歩 4 分程）が、学科の規模に応じた適切な面積を有しており、又幼児教育科の特性と学生数にふさわしい図書、学術雑誌、視聴覚資料を備えている。学生の学習に必要な図書の多くは開架されており利用し易く、又書架の側に閲覧室が続いて十分な数の座席が用意されている。

職員（専任司書及び非常勤職員）は、学生の講義やゼミのための学習、教員の教育・研究などの必要に応じて、図書の紹介、検索などを行って、学習成果の向上に貢献している。

(b) 課題

学生が、講義の合間に、月刊誌を手にしたり、新聞を読んだり、教員が、気軽に他短大の紀要などを見たりする便利さに欠ける。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科の場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。

- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が十分である。
- ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

■ 基準Ⅲ-B-2 の自己点検・評価

※ 以下の観点参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

施設設備に関する諸規定は、法人として定められており、それらに従い本学にある施設設備、物品の管理と維持に日常的に努めている。火災・地震、防犯対策の諸規則は、本学で定めている。コンピュータシステムのセキュリティ対策は、大学にある PC 管理室が行っている。学園全体で、省エネ・環境保全運動に取り組んでおり、本学でも省エネ計画に取り組み、日常的に、省エネについて教職員、学生とも心がけており、効果を挙げている。

(b) 課題

火災・地震対策、防犯対策について、施設設備などは日頃から点検に努め、防災訓練については、年 2 回行っているが、内容的にはさらに改善の余地がある。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程を含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

■ テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の改善計画

※ ここには、各区分の課題についての改善計画を記述してください。

※ 改善計画の後に、テーマに係る提出資料・備付資料の番号及び資料名を提出資料・備付資料ごとに記載してください。

図書館の定期購読雑誌及び紀要を、講義棟のある 1 号館に移して閲覧できるように、具体的な検討を行う。

情報管理システムについて法人全体で効率的なシステムの構築を行う

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

■ 基準Ⅲ-C-1 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

技術的資源については、本学では、学生用のコンピュータを1号館3階のパソコン室に、パソコン50台、プリンタ2台を設置している。学生への情報技術等の向上のために、教育課程編成・実施の方針に基づいて、1年次に「情報処理」の授業を必修科目として開講している。「情報処理」では、情報機器の操作に戸惑わない、ワープロを利用して自由に文書が作成できる、ネットワークを利用して情報収集や情報交換、情報発信ができる能力を身に付けることを目標とし、これらの学習成果を獲得させるための技術的支援を行いながら、その上で、社会人として必要な知識や技能が身に付くようにしている。学内の情報機器、ネットワーク環境及びソフトウェア資源などは、定期的に点検し、常に適切に稼働するように整備されており、授業や学校運営に活用できるようにしている。

図書館においても、多数の書籍等があり、閲覧室を整備するなどし、学生のレポートの作成や情報獲得のための環境整備がなされている。

さらに、現在は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得しているかの点検のために、授業評価アンケートの実施をしている。授業評価アンケートは、アンケート用紙を用いないで、電子媒体（スマホ）を用い、マニュアルに従い教師が指示する手順で学生が入力する方法によって行っている。この方法は、学生生活調査についても用いており、集計が適格かつ迅速にできるため、結果を直ぐに分析し、必要な検討を行うことができる。

事務室のカウンターにおいては、学生用のパソコンが置かれて各種証明書の発行ができ、就職資料室では、就職に関わる各種データの閲覧などができるようになっている。廊下や通路で学生が集まりやすい箇所には、学内無線 LAN や学内で Wi-Fi を利用できるなどの整備をしている。

(b) 課題

情報設備の更新や情報技術の活用は、教育研究と学校運営に必須のものとなっている。しかしながら、学生の学習支援や学習成果の獲得のためには、その利用や情報技術の向上に関して、トレーニングの内容を学科の特性に照らして総合的に考える必要があり、このことが課題である。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェア及びソフトウェアの向上・充実を図っている。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行うことができる。
- (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

■ テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の改善計画

※ ここには、各区分の課題についての改善計画を記述してください。

※ 改善計画の後に、テーマに係る提出資料・備付資料の番号及び資料名を提出資料・備付資料ごとに記載してください。

情報設備の更新や情報技術の活用は、教育研究と学校運営に必須のものとなっているが、学生の学習支援や学習成果の獲得のためには、その利用や情報技術の向上に関して、トレーニングの内容を学科の特性に照らして総合的に考えていかなければならない。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

■ 基準Ⅲ-D-1 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

資金収支においては、次年度繰越支払資金が学園全体で、平成25年度の7億9,100万円から、平成27年度は8億100万円と推移している。本短期大学部では、同じく、3～4億円で推移しており、支払い資金に対して均衡を保っている。

事業活動収支においては、学園全体では各年度2～3億円の支出超過の状況が続いていたが、平成25年度には支出超過が6,200万円程度と圧縮された。平成26～27年度の大規模施設整備により、平成27年度は基本金組入後で3億2千万円余の支出超過となったが、本短期大学部では、同様に平成27年度は基本金組入後で1億1,700万円の支出超過であるものの、帰属収支差額では収入超過を維持しており、収支の均衡を保っている。

貸借対照表の平成25～27年度の推移からみると、学園全体では、固定資産のうち特定資産の減少(2億3,000万円)、流動資産の減少(約1億円)がみられる。これは施設整備費のための特定資産の取崩しであり、またそのための借入金も増加している。本短期大学部における特定資産の減少(1億5,000万円)は大学の体育館改築への学内貸借によるものである。

施設整備とは、大学の体育館の耐震改築及び旧校舎の解体、また短期大学部においては体育館及び学生会館の耐震改修が行われており、諸費の支出の増加はこの整備事業などが要因となっている。

学生の総定員充足率については、学園全体(学生、生徒、園児)では、25～27年度で、85～87パーセントであり、本短期大学部では、100パーセントを維持している。

(b) 課題

少子化と地方都市における人口減少、高校生の進学先の変化(大学と専門学校)により、本学園を取り巻く状況は厳しく、学生、生徒、園児の確保は困難さを増している。しかし、学園の各部門では、定員充足への努力が行われるとともに、学園全体での協力や連携も進められている。幼稚園では、入園児数を年々増加させて、希望者全員を受け入れられない状況になっているし、高等学校も、定員をほぼ確保する状況が続いている。大学も、体育館の新築や新専攻の設置(地域、観光、グローバル)等を行っている。本短期大学部では、校舎のメンテナンスや使用計画をすすめるとともに、学生の学ぶ意欲や内容の質向上のための取り組み、ブランディングや広報活動への一層の注力をすすめる。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
- (2) 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
- (3) 貸借対照表の状況が健全に推移している。
- (4) 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
- (5) 短期大学の存続を可能とする財政が維持されている。
- (6) 退職給与引当金等が目的どおりに引き当てられている。

- (7) 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
- (8) 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
- (9) 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
- (10) 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
- (11) 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

[注意]

基準Ⅲ-D-1 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体平成27年度～）のB1～D3に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

[区分 基準Ⅲ-D-2 量的な経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

■ 基準Ⅲ-D-2 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

総合学園として、本短期大学部が、将来、大学とどのような役割分担をしつつ、キャンパス統合をすすめるかを念頭に置きながら、進めている。

本短期大学部の強みは、浜松市を中心に本県西部地区に、幼稚園や保育所の「先生」を養成する学校として、広くその存在を知られていることである。また、単科の小規模校として、教職員も学生もまとまり易いことである。弱みは、幼児教育に特化しているため、短期大学や幼児教育をとりまく状況の変化を、もろに受けるということである。

強みから言えることは、定員を充足できれば、事業収支は均衡を保てるし、引き続き地域の保育者供給に貢献し得る。地域の保育系専門学校との競合を、ブランディングによって差別化することができれば、地域の保育者の需要に対しては、本学の卒業生数だけでは少な過ぎる状況である。教員人事も、全体としての出力を常に最大にすること、世代交代をスムーズに、前倒しで行なうことなど、計画的に取り組んでいる。キャンパスの移転まで、施設設備のメンテナンスは、確実に進める必要がある。計画を立てて行なっている。

(b) 課題

学園全体及び本短期大学部の経営指標については、これまでも本短期大学部においては、情報を共有できるようにしてきたが、今後も、的確な情報の把握のために、情報の検討、分析、議論をして、一致した危機意識と見通しを持てるようにする。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができている。

■ テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の改善計画

※ ここには、各区分の課題についての改善計画を記述してください。

※ 改善計画の後に、テーマに関する提出資料・備付資料の番号及び資料名を提出資料・備付資料ごとに記載してください。

本学園では、平成21年度から5年間にわたり「興誠学園経営改善計画（まことプラン）」を策定し、平成25年度までに各部門の単年度黒字化を目標とした。この計画では「学生生徒園児の確保」と「人件費や経費の削減」などが主な計画であったが、これには限界があり、最終的には目標を達成することができなかった。

これらのことを踏まえ、平成26年度から5年間の経営改善計画「興誠未来創造計画」を後継の計画として策定している。この計画は、単に経営改善を目的とするものではなく、建学の精神を具体化するための学園運営方針として、また予算編成や組織体制の見直し等の根拠となる実行計画として、「本学園が抱える課題（地域社会での役割、学園内における事業連携、財務状況、組織改革、人材育成など）と将来構想の柱となる戦略プラン」や「施設設備の老朽化対策」なども含めた計画としている。すでに緊急性の高い建物の耐震対策として、平成27年度において大学体育館の耐震改築工事、短大体育館及び大学会館の耐震補強工事を実施した。

また、本学園は短大の2学科を改組して大学を別の場所に設置した経緯があり、短大の施設には遊休施設があって非効率的な運営となっている。そこで、効率的なキャンパス運営を図るため、大学と短大のキャンパス統合を方針決定し、現在これに向けて大学と短大と法人本部による合同会議を立ち上げ、統合時期等について協議が進められている。

■ 基準Ⅲ 教育資源と財的資源の行動計画

※ ここには、各テーマの改善計画を踏まえ、次のPDCAサイクルに反映させるために、改善等のための工程を示した行動計画を記述してください。

財政基盤の更なる安定のために、今後の見通しとやるべきことについて、全ての構成員で議論を重ね、実行していく。

◇ 基準Ⅲについての特記事項

- (1) 以上の基準以外に教育資源と財的資源について努力している事項。
- (2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

学科の教育課程編成・実施の方針の基本は、幼稚園教諭免許状（2種）及び保育士資格の付与条件を満たしていることであるが、学科の教育目標（建学の精神及び学科の目的による）に基づいて定めている学習成果を達成するために、教員組織、事務組織、校地校舎、施設設備・技術が大体において整備され、これらを支える財政基盤についてもほぼ安定した状況を維持している。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

■ 基準Ⅳの自己点検・評価の概要

※ ここには、基準において、改善が必要な事項について、その現状、課題、改善計画及び行動計画の概要を記述してください。

学校法人興誠学園では、理事長を代表とする法人組織と、学長等をトップとする教学組織が、それぞれのリーダーシップのもとに、両者が密接に連携し、問題意識や目標を共有する共通の基盤に立って適正な運営が図られている。

特に、大学を巡る厳しい社会環境の下で、その社会的役割を果たし続けるためには、質の高い教育・研究の推進と、これを継続するための経営基盤の強化や健全な財務態勢の確立が共に必要不可欠であり、また、それぞれの目標の達成は、両者が相互に密接に連携し、それぞれの取組が相乗的な成果を得ることで初めて可能になるものである。

こうした学園を取り巻く厳しい情勢と学園組織・運営の強化の要請から、当学園では平成24年7月から、法人理事長が大学学長（短大学長）を兼ねており、学園寄附行為及び関係法令等に基づき、経営と教学の両面において、一体的で強力な運営を図っている。

理事長は、法人を代表し、理事会の付託とチェックのもとで、建学の志に根差した経営と財務の改善等に取り組み、学園全体の発展に寄与するとともに、大学学長として、理事会による経営方針等を教学の現場で具体化し、大学の健全かつ適切な運営に当たっている。

理事会は、学園寄附行為及び関係法令に則り、所定の事項について審議するほか、重要な法人運営方針等については特別に審議・議決を行うなど、法人の意思決定に重要な役割を果たしており、経営責任を担うとの認識のもと、諸学校に対する適正な財政措置等についても強く関与すること等により、法人事業の適正な管理運営を支えている。また、理事会の下に常任理事会を設け、よりの確な現状把握や深化した議論がなされている。

理事は、法人の健全な経営に見識を有する者を、寄附行為及び関係法令に従い選任している。

学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し見識を有すると認められる者であり、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮し、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実を推進している。

監事は、学園寄附行為及び関係法令に則り、業務及び財務の状況について監査及び指導助言を行うとともに、理事会等に出席して各学校の事業内容や経営全般に対して意見を述べている。

評議員会は、学園寄附行為及び関係法令に則り、予算や事業計画のほか、財務に関する事項や重要な運営方針等について、理事長の諮問に応え適切に運営されている。

学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいて毎年度の事業計画を検討・決定し、10月下旬から11月中旬にかけて常任理事会で決定する「予算編成方針」に基づき、予算の要求及び編成資料を理事長に提出する。理事長は、これに基づき必要な調整等を行い、法人及び各部門の予算編成案を策定し、評議員会に諮問したうえで理事会に提案し、議決を得ている。

予算の執行については、法令及び学内規程に従い、予算責任者（部門の長等）の指揮監督により適正に処理している。また、日常的な出納業務は、各部門の経理責任者の指揮監督を受け、出納責任者のもとで適正に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。

計算書類、財産目録等は、公認会計士の学校会計基準に沿った指導のもと、経営状況及び財政状況を適正に表示している。また、経理処理については、公認会計士の計画的な監査を受け、早期かつ適切に対応している。

資産及び資金については、財産台帳や資金台帳を整備し、適正に記録・管理するとともに、遊休資産の売却処分等、法令及び寄附行為等の規定に従い、活用を図っている。

月次計算表は、会計電算システムにより作成し、事務局長を通じて理事長に報告されている。

教育情報はホームページに公表しており、また、財務情報についても、法令の規定に従い、法人の財務情報公開規程に基づき公開している。

行動計画としては、理事会は、寄附行為に基づき選任された理事によりバランスよく構成され、適切に運営されているが、厳しい経営環境の中で、法人経営と学校経営が共通の認識に立ち一体

的・効果的に運営されるためには、理事長のリーダーシップと、これをチェックし、支え、法人の意思を最終的に決定する理事会の役割は大きい。

このため、理事会組織として、理事長のもとで、法人業務を分担し責任を担う役割を持つ理事を設置することを検討する。この場合、設置学校別とするか、業務の種類に応じて部門横断的なものとするかが、理事構成と関連して検討課題となる。

また、短大が担っている「幼児教育」の人材育成と研究分野は、現在の社会的要請には大いに応えるものであるが、就学適齢人口が減少、とりわけ年少人口が更に急激に減少する事態が目前に迫る中で、法人が設置する高校の子ども教育コースとの緊密な連携（授業・教育面や入試制度を含む具体的連携方策）や、短大の実習園としての位置づけを持つ付属幼稚園、付属愛野こども園との関係など、将来を展望した短大のあり方や、果たすべき役割等について早急に検討する。

[テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップ]

[区分 基準IV-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

■ 基準IV-A-1 の自己点検・評価

※ 以下の観点参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

※ ここには [観点] についての点検内容を、観点ごとに記述せずまとめて記述してください。(以下同じ。)

※ 自己点検・評価の実施年度前に策定した「改善計画」及び「行動計画」の実行状況を含めて記述してください。(以下同じ。)

理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。建学の精神及び教育の理念・目的を理解し、法人事業を継続するための経営基盤の強化や健全な財務態勢の確立に取り組むとともに、社会の要請に応え質の高い教育を提供することを通じ、学園の発展に寄与している。また、寄附行為及び法令の定めるところにより、理事会の付託とチェックのもとで、学校法人を代表し、その業務を総理している。さらに、寄附行為及び法令の規定に従い、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を得た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。

理事会は、学園寄附行為及び関係法令に則り、所定の事項について審議するほか、重要な法人運営方針等については特別に審議・議決をおこなうなど、法人の最高意思決定機関として学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する重要な役割を果たしている。理事会は、経営責任を担うとの認識のもと、諸学校に対する適正な財政措置等についても強く関与すること等により、法人事業の適正な管理運営を支えている。

また、理事会に常任理事会を設け、よりの確な現状把握や深化した議論がなされている。寄附行為及び私立学校法第36条の規定に則り、理事長が招集し、議長を務め、適切に運営されており、各部門における第三者評価に対して、適切な役割を果たすとともに、責任を負っている。

理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集するとともに、その社会的責任を認識し、私立学校法及び学内規程の定めるところに従い、情報公開を行っている。

理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備し、必要に応じて、寄附行為等が定める所定の手続きにより、規定の改正等を行っている。

理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び見識を有しているものの中から、寄附行為及び私立学校法第36条（役員を選任）の規定に基づき12名が選任され、適切に構成されている。選任は、学校教育法第9条（校長及び教員の欠格事由）や兼任制限等、関係法令の規定に従い、適切に行われている。

(b) 課題

※ ここには〔観点〕についての点検結果を踏まえ、課題について記述してください。(以下同じ。)

※ 課題には問題点だけでなく、今後更に向上・充実させるために必要な点も含めて記述してください。(以下同じ。)

理事長は、学園の将来に向けて、中・長期計画の策定を行ったが、その実現のためには、当面の最重要課題である、定員確保のために必要な改革を行う。理事会は、学園の将来への強い責任を負っていることから、十分な議論を行う。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

(1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。

① 理事長は、建学の精神及び教育理念・目的を理解し、学園の発展に寄与できる者である。

② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。

③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。

(2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

② 理事会は理事長が招集し、議長を務めている。

③ 理事会は、第三者評価に対する役割を果たし責任を負っている。

④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。

⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。

⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

(3) 理事は法令に基づき適切に構成されている。

① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び見識を有している。

② 理事は、私立学校法第 38 条（役員を選任）の規定に基づき選任されている。

③ 学校教育法第 9 条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、寄附行為に準用されている。

■ テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの改善計画

※ ここには、各区分の課題についての改善計画を記述してください。

※ 改善計画の後に、テーマに関係する提出資料・備付資料の番号及び資料名を提出資料・備付資料ごとに記載してください。

学校法人の目的が学校の設置である以上、教学上の学校運営と法人経営が密接に関係し相互の連携が重要なことは当然のことであり、理事長が、教学のトップである学長と兼ねるかどうかに関わらず、理事長は、法人経営全般にわたる的確な判断とともに、学校運営の在り様やその支援についても、学長と連携して、リーダーシップを発揮することが求められる。このため、理事長の経営判断等に係るリーダーシップの実効性を支え理事会における活発な審議等に資するため、経営環境の把握や学園の各部門の経営状況等を提供する。

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

■ 基準IV-B-1 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

学長は、平成16年浜松学院大学現代コミュニケーション学部に教授として迎えられ、学部長を経て、同20年に学長に選出され、規定により短期大学の学長を兼任となった。同23年に再選され、現在に至っている。このように10年間に亘り本学にあり、この間7年間に及び学長職にあったことは、大学運営に関する見識を有すると認められているからであり、現代コミュニケーション学部の学科改組では、子どもコミュニケーション学科と地域共創学科の立ち上げにリーダーシップを発揮した。兼任している短期大学の学長としても、子どもコミュニケーション学科と本学との連携をはかるとともに、本学の歴史や伝統を尊重した運営に努力している。

学長は、教授会規程に基づき教授会を開催し、その審議にもとづいて短期大学の運営に当たっており、又、人事委員会規程によって委員を選出し、採用、昇任人事等を円滑に行ってきた。

(b) 課題

教授会の審議事項の前に、学事経営報告として、学長より、理事会の報告と大学全体の懸案事項等の報告が行われているが、教授会構成員全体でさらに学園と大学全体についての共通認識を持てるようにすることが必要である。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

(1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

- ① 学長は、教育運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
- ② 学長は人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者である。
- ③ 学長は建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
- ④ 学長は学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

(2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

- ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
- ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
- ③ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
- ④ 教授会の議事録を整備している。
- ⑤ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を有する。
- ⑥ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を設置し、設置規程等に基づいて適切に運営している。

■ テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの改善計画

※ ここには、各区分の課題についての改善計画を記述してください。

※ 改善計画の後に、テーマに関係する提出資料・備付資料の番号及び資料名を提出資料・備付資料ごとに記載してください。

理事会および大学・短期大学部合同会議（管理職）で行われた審議について、共通認識の必要な事項については、その都度、資料を教授会構成員に配布し、教授会での学事経営報告に資するようになる。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

[区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

■ 基準IV-C-1 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

監事は、学園寄附行為及び関係法令に則り、業務及び財務の状況について監査及び指導助言を行うとともに、理事会等に出席して各学校の事業内容や経営全般に対して意見を述べている。

(1) 監事は、学園寄附行為及び関係法令に則り、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査及び指導助言をしている。

(2) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について、理事会に出席して意見を述べている。また、監事は常任理事会に出席し、法人の業務運営や重要事項等について意見を述べている。

(3) 監事は、学園寄附行為及び関係法令に則り、学校法人の業務及び財産の状況について、毎会計年度、会計報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。また、監査報告書の提出に併せ、業務執行等に対する意見や提案等について監事意見書に取りまとめ報告している。

(b) 課題

上記のとおり、本学園の監事は適切に業務を執行してきているが、学校法人の運営上の課題が益々増大していく中で、適切な財務処理に加え、業務全体の執行にわたる監査指導・助言機能等が重要になっている。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

(1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。

(2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べている。

(3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

■ 基準IV-C-2 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

評議員会は、学園寄附行為及び関係法令に則り、予算や事業計画のほか、財務に課する事項や重要な運営方針等について、理事長の諮問に応え適切に運営されている。

(1) 評議員会は、寄附行為及び私立学校法第44条に基づき選任された30人の評議員をもって組織している。評議員の数は、理事の定数12人の2倍を超えている。

(2) 評議員会は、寄附行為及び私立学校法第41条に基づき、招集、議事等、適正に運営

している。また、寄附行為及び私立学校法第 42 条の規定に従い、予算、資産の処分、事業計画、寄附行為の変更、その他運営に関する基本方針等の重要事項等について、理事長の諮問に応じている。

(a) 課題

評議員会は、人数も多くなるため意見が出しにくくなりがちであるため、意見を求めたいことを整理して議論する等、会議の持ち方や進行に工夫が必要である。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法第 42 条の規定に従い、運営している。

[区分 基準IV-C-3 ガバナンスが適切に機能している。]

■ 基準IV-C-3 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

(1) 学校法人本部及び短期大学は、中・長期計画に基づいて毎年度の事業計画を検討・決定し、10 月下旬から 11 月中旬にかけて理事会（常任理事会）で決定した「予算編成方針」に基づき、予算の要求及び編成資料を理事長に提出する。

理事長は、これに基づき必要な調整等を行い、法人及び各部門の予算編成案を策定し、評議員会に諮問したうえで理事会に提案している。

理事会で決定した事業計画と予算は、短期大学では、部長会議と教授会で説明され、実施される。また、予算は、その執行にあたり、その都度必要に応じて点検を行っている。

(2) 事業計画は、各部門での内部検討を経て部門計画案を策定し、本部において全体調整を行った上で、法人全体の事業計画案に取りまとめ、評議員会に諮って意見を聞いた後に、理事会で議決され決定する。また、事業計画の推進に必要な予算は、決定後、各部門に配賦し、適正な管理と執行に充てられている。

(3) 各年度の予算は、経理規程や調達規程等の学内規程等に従い、適切に執行されている。

(4) 日常的な出納業務は、学内規程に基づき、部門の経理責任者の指導監督により、出納責任者（事務長等）のもとで執行され、一部は決裁区分に応じて直接理事長の決裁を求めるほか、全体の出納の状況については、適時に理事長に報告している。

(5) 計算書類、財産目録等は、学内規程及び学校法人会計基準に沿って作成・記録されており、学校法人の経営状況及び財政状況を適正に表示している。

(6) 公認会計士からは、監査計画により定期的に監査指導を受けている。また、理事長や監事との協議等を通じても意見をいただいております。これらの指導・指示については、処理の修正や改善、必要な学内規程の整備等、適切に対応している。

(7) 資産及び資金（有価証券を含む）管理と運用については、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。

また、将来にわたり活用の見込みのない遊休資産については、寄附行為及び関係法令の規定に従い、売却等の資産の処分を行っている。

(8) 寄附金については、散発的には対応しているが、体系的な取り組みは実施していない。大きな課題と認識している。(b)課題

学校債は、これまで発行していない。当面発行する考えもない。

(9) 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

日々の出納や物品調達等の事務処理は出納管理システムにより執行しており、月次に取りまとめた収支状況や資金状況は、このシステムで確認される。また、月次試算表のかたちで取りまとめられ、各部門に連絡して確認されている。また、理事長に報告している。

(10) 学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき、教育情報を公表し、財務情報を公開している。

教育情報については、各部門のHPで随時発信され、意見等をいただいている。また、財務情報についても、関係法令や学内規程（法人財務情報公開規程）に基づき開示請求に応じるとともに、HPで公開している。

(b) 課題

学園が建学の志を基盤に、質の高い教育を提供する崇高な事業を将来に亘って継続し、社会的役割を果たしていくためには、各部門を貫く学園全体の将来目標と中・長期の戦略的計画が不可欠であり、このことは、こども園から4年制大学を有する本学園では、部門の部分最適とともに、全体最適の理解とこれに基づく取組が重要であることを意味する。

とりわけ、各部門それぞれの運営や将来を展望するにあたって、厳しい社会的環境が予測される中にあることは、今後は特に、総合学園としての強みを生かし、全体最適を目指すことが、結局は部分最適にもつながることに留意し、法人及び各部門の強力な連携とバランスが取れた運営を図ることが重要である。

これまで、各部門において学校運営に努力しそれぞれ成果を上げてきているが、今後は、学園全体の目標や存立意義について各部門が共有し、その認識に立って運営・経営ができるよう、意識改革を促し、人事交流等を行う必要がある。

また、財務改善の方策として収入確保を図るうえで、学生生徒納付金や補助金の確保に加え、自主財源として寄付金の確保を進めることが大きな課題である。学校法人に対する個人寄附金の優遇税制に対応して、指定を受けるべく取り組み始めているが、恒常的な寄付に対する意識や取組はまだ不十分である。今後、寄附文化の醸成に向け、同窓会等とも連携して精力的に取り組む必要がある。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
- (2) 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
- (3) 年度予算を適正に執行している。
- (4) 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- (5) 計算書類、財産目録等は、学校法人の経営状況及び財政状態を適正に表示している。
- (6) 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
- (7) 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- (8) 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
- (9) 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- (10) 学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき、教育情報を公表し、財務情報を公開している。

■ テーマ 基準IV-C ガバナンスの改善計画

※ ここには、各区分の課題についての改善計画を記述してください。

※ 改善計画の後に、テーマに関係する提出資料・備付資料の番号及び資料名を提出資料・備付資料ごとに記載してください。

監事には、適切な財務処理に加えて業務全体の執行にわたる監査指導・助言機能等が重要になっているため、監事業務を補助し、又は自らガバナンスを監視監督する学内監査室の設置等の組織的な対応について検討する。

また、評議員会が活発な意見・提案等の場となるよう、会議の持ち方や進行に工夫する。併せ

て、ガバナンスに関係する法人や大学の財務会計の状況などについて、部長会や教授会等を通じて教職員が共通認識を持てるようにしていく。

さらに、建学の志等、総合学園としての共通基盤に立つとの認識が、法人全体及び大学等のガバナンスの強化や発揮に繋がることから、全体最適の考え方の徹底や、事務職員を中心とした人事交流、さらには寄附文化の醸成などに取り組んでいく。

■ 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの行動計画

※ ここには、各テーマの改善計画を踏まえ、次のPDCAサイクルに反映させるために、改善等のための工程を示した行動計画を記述してください。

本学園では、理事長を代表とする法人組織と、学長をトップとする教学組織が、それぞれのリーダーシップのもとに、両者が密接に連携し、問題意識や目標を共有する共通の基盤に立って適正な運営が図られている。

大学を巡る厳しい社会環境の下で、優れた教育・研究を担い、社会的役割を果たし続けていくためには、質の高い教育・研究の維持向上の教学面での取り組みと、これを継続するための経営基盤の強化等が共に必要不可欠であり、教学と経営が、密接に連携していくことが重要である。

このため、本学園では平成24年7月から、法人理事長が大学学長（短大学長）を兼ね、学園寄附行為及び関係法令等に基づき、経営と教学のトップによる、より大局的な判断とリーダーシップの下で、一体的で強力な運営が図られている。

理事長の経営判断等に係るリーダーシップの実効性を支え、理事会における活発な審議等に資するため、経営環境の把握や学園の各部門の経営状況等の情報を提供するとともに、理事長の指示を受けて法人全般にわたる取り組みを担う法人本部事務局の機能の強化が必要である。

また、理事会は、法人経営の最高意思決定機関であり、最終的な責任を担う主体であることから、理事長の下で、法人業務を分担し責任を担う役割を持つ執行理事を設置することを検討したい。この場合、設置学校別とするか、業務の種類に応じて部門横断的なものとするかが、理事構成と関連して検討課題となる。

◇ 基準Ⅳについての特記事項

- (1) 以上の基準以外にリーダーシップとガバナンスについて努力している事項。
- (2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。